

(第一類 第二号)

衆議院 第百六十四回国会

總務委員會議

錄第六号

平成十八年二月二十三日(木曜日)

本日の会議に付した案件

○中谷委員長 以上で説明は終わりました

す。また、定率減税については、廃止することとしております。これらの改正は、平成十九年度分の個人住民税から適用することとしております。

地方税法等の一一部を改正する法律案(内閣提出
第二号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
提出第二号)
地方自治及び地方税財政に関する件(平成十八
年度地方財政計画)

○中谷委員長 次に 内閣提出 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。竹中総務大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

この際、平成十八年度地方財政計画について説明を聴取いたします。竹中 総務大臣　〇竹中国務大臣　平成十八年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、累次 の経済財政運営と構造改革に関する基本方針等に沿つて、歳出全般にわたり厳しく見直しを行い、その抑制に努めております。一方、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税など の一般財源総額を確保することを基本としております。

引き続き生ずる財源不足については、特例地方債の発行、一般会計からの加算等により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

さらに、三位一体の改革による国庫補助負担金の改革に対応し、所得譲与税による税源移譲の措

二月二十三日
国と民間企業との間の人事交流に関する法律の
改正についての意見
は本委員会に参考送付された。

については、その者の第三十五条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

二百万円以下である場合、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額

額

イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によつて訪問看護費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付、一生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護(同法第十五条の二第二項第一項第二号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。)又は出産扶助のための助産。

四 老人保健法（昭和五十七年法律第六十号）の規定に基づく医療（同法の規定によつて入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。）

二十三号の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者又は障害児に対する自立支援医療若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に対する指定療養介護医療(療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。)又は児童福祉法の規定によつて障害児施設医療費を支給することとされる施設給付決定に係る障害児に対する障害児施設医療

第七十二条の二十四の二第二項中「生命保険業にあつては生命保険業を行う法人」を「保険業を行う法人のうち保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等」に、「生命保険の」を「保険の」に改め、同項第一号中「第三号に掲げる」を「第三号に規定する」に、「生命保険」を「保険」に、「掲げるもの」を「規定する」に、「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「生命保険」を「保険」に改め、同項第三号中「生命保険」を「保険」に、「掲げるもの」を「規定する」に、「本項」を「保険業法第二条第四項に規定する外國損害保険会社等にあつては、当該損害保険会社又は外國損害保険会社等」に、「損害保険の」を「保険の」に改め、同項第一号中「保険をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、「本項」を「この項及び次項に改め、同項第三号中「をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、同項第四号編第十章第一節第三款を「第二編第十章第一節第三款」に改め、「をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、同項第三号中「をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、同項第四号

中「をいう」の下に。次号において同じ】を加え、同項第五号中「前各号以外の損害保険」を暗償責任保険及び地震保険以外の保険に改め、同条に次の一項を加える。

4 第七十二条の十二第三号の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者にあつては、当該少額短期保険業者が契約した保険の各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た金額による。

第七十二条の二十四の四中「生命保険業及

「中をいう」の下に。次号において同じ」を加え、同項第五号中「前各号以外の損害保険を船舶保険、運送保険、積荷保険、自動車損害賠償責任保険及び地震保険以外の保険」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第七十二条の十二第三号の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法にあつては、当該少額短期保険業者が契約した保険の各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た金額による。

第七十二条の二十四の四中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第七十二条の二十四の六中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同号ハの表中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同号ハ中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号ニ中「百分の十一」を

する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)及び商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一

火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び工商組合連合会を除く。」を「による組合及び連合会」に改め、同項第二十一号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第二十二条第一項第二号」を「第三十八条第一項第二号」に改め、同項第三十二条を次のように改める。

一項及び第二項の規定による政府の助成に係る
林業・木材産業改善資金」を削り、同条第八項

め、同条第十二項第二号中「本号」を「の号」に改め、同条第十三項及び第十四項中「本項」を「この項」に改める。

「本項」を「この項」に改め、同条第七項中「本項」を「この項」に、「地方公共団体その他政令で定める者」を「又は地方公共団体」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に改め。

十八円」に改める。

の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条

第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は

規定する修正申告又は更正前にされた当該た
ばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は

定による更正若しくは決定により納付すべき
税額の合計額(当該納付すべき税額を減少さ

する更正には更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらによ

した金額とする。(を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額

は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないとときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割

合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

した金額を加算した金額とする。
第九十条に次の二項を加える。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する

申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思

があつたと認められる場合として政令で定め
る場合に該当して行われたものであり、か

二 申告書の提出期限から一週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七十四条の二十四第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第九十条第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「一」を「いす

れかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同

項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合)には、これらの規定に

第三号に記載する場合には、これらの規定は規定する更正前にされた当該ゴルフ場利用税に係る申告書の提出期限後の申告又は第八十

七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額

(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについて

の決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部

分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定

前項の不日告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項

に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算

税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。申告加算金額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第二百七十八条に次の一項を加える。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第二百七十九条第三項中「前条第三項」を「前第四項」に改める。

第二百九十二条第一項第四号の四中「第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の十五第六項若しくは第七項」に改め、同項第四号の五中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額を「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本等の額」に改め、同項第七号中「本節」を「この節」に改め、同項の表第一号中「資本等の金額」を「資本

金等の額に、「資本の金額又は出資金額」を「次
本金の額又は出資金の額」に改め、同表第一回
から第八号までの規定中「資本等の金額」を「資
本金等の額」に改め、同条第三項第二号中「大
節」を「この節」に改め、同条第五項中「資本等の
金額」を「資本金等の額」に改める。

第三百一十三条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第五項中「本節」を「この節」に改め、同条第八項中「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「第二百四十四条の四に規定する変動所得を「変動所得」として、本項を「漁獲から生ずる所得」に係る著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいものうち政令で定めるものをいう。」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に改める。

第三百二十四条の二第一項第一号中「本号に
いて「」を「」の号において「」に改め 同号イ中
「本号」を「この号」に改め、同項第五号中「本号」
を「この号」に改め、同号ニ中「イ又は第八項等
三号に掲げるもの」を「イに掲げるもの又は政令
で定めるもの」に改め、同項第五号の二中「本
号」を「この号」に改め、同項第五号の三を次
のように改める。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する
納入申告書の提出があつた場合において、そ
の提出が、納入申告書の提出期限までに提出
する意思があつたと認められる場合として政
令で定める場合に該当して行われたものであ
り、かつ、納入申告書の提出期限から二週間
を経過する日までに行われたものであるとき
は、適用しない。

第二百七十九条第三項中「前条第三項」を「前
条第四項」に改める。

第二百九十二条第一項第四号の四中「第六十一条の十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の十五第六項若しくは第七項」に改め、同項第四号の五中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額を「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本等の額」に改め、同項第七号中「本節」を「この節」に改める。

五の三 前年中に、自己若しくは自己と生を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれら者の有する所得税法第九条第一項第一号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(以下この号において「地震等損害」という。)によりこれらの資産について生じた損害の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる場合に係る地震等損害部分の保険料又は掛金(政令で定めるものを除く。)

以下の号において「地震保険料」という。支払った地震保険料の金額の合計額(同年中において損害保険契約等に基づく割余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(地震保険料に係る部分の金額に限る)を控除した残額の二分の一に相当する金額(その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円) 第三百十四条の二第一項第六号及び第十号中「第九項」を「第九項並びに第三百十四条の六」に改め、同項第十号の二中「本号」を「この号」に改め、同項第十一号中「第九項」を「第九項並びに第三百十四条の六」に、「四十三万円」を「四十五万円」に改め、同条第四項中「している者」の下に「(第三百十四条の六において「同居特別障害者」という。)」を加え、「六十六万円」を「六十八万円」に改め、同条第五項中「している者」の下に「(第三百十四条の六において「同居直系尊属」という。)」を加え、同条第七項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第八項中「契約を」を「契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約を」に改め、同項第一号中「第三号又は」を削り、同項第二号中「若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済」を「又は火災共済」に改め、同項第三号を削り、同条第十項中「第一項第九号」の下に及び第三百十四条の六を加え、「同条第一項第三十二号」を「同法第二条第一項第三十二号」に改め、同条第十二項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第三百四十四条の六 市町村は、所得割の納税義務者については、その者の第三百四十四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納税義務者の第三百四十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合において
は、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

(法人税割の税率)

第三百四十四条の四 法人税割の標準税率は、百分の十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第三百二十二条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

第三百四十四条の六を次のように改める。

条第四項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第三百二十一條の八第一項中「本節」を「」の

節に、「本項」を「この項」に、「本条」を「」の条に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に、「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に改め、同条第六項中「本項」を「この項」に改め、同条第八項中「本条」を「この条」に改め、同条第十項中「本項」を「この項」に改め、同条第十二項中「本項」を「この項」に改め、同条第十三項中「本項」を「この項」に改め、同条第十五項中「第四十二条の十一第一項若しくは第七項」に改め、同条第十六項若しくは第七項若しくは第七項」に改め、同条第十七項若しくは第七項」に改め、同条第十九項中「本項」を「この項」に改め、同条第二十項及び第二十一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二十四項中「定の」を「定めの」に改め、同条第二十五項及び第二十七項中「本項」を「この項」に改め、同条第二十八項中「本節」を「この節」に改め、同条第二十九項、第三十二項、第三十三項、第三十六項及び第三十九項中「本項」を「この項」に改める。第三百二十八条の三を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第三百二十八条の十一第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「一」を「いずれか

に」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第三百四十八条第二項第九号中「本号」を「この号」に改め、同項第十号中「第十号の七」を「第十号の六」に改め、同項第十号の四中「身体障害者更生援護施設」を「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同項第十号の五を次のように改める。

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該分離課税に係る所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これにより減少した部分の税額に相当する金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する納入すべき税額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百四十八条第二項中第十号の六を削り、第十号の七とし、同項第十号の八を第十号の七とし、同項第十一号中「第十号の七」を「第十号の六」に改め、同項第十一号の三中「水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法」を「及び水産業協同組合法」に改め、「事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合連合会を除く。」を削り、同項第十一号の四中「本号」を「この号」に改め、同項第三十六号中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構が独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第十三条第一項第一号から第三号まで」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」に、「及び同法」を「並びに独立行政法人農業・技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二十九号)」に改め、同項第三十七号中「第十条第一項」を「第十二条第一項第一号から第四号まで」に改め、同項第三十九号中「第十三条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条第四項中「相続税法第四十一条の下に(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業団体の組

項から第九項までの規定中「本項」を「この項」に改める。

第三百四十九條第一項に規定する身体障害者更生援護施設」を「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同項第五項及び第八項中「本項」を「この項」に改め、同条第五項、第七項及び第八項中「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「本条において」を削り、同条第十一項中「第十五条第一項第一号若しくは第十二条第一項若しくは第二号」を「第十五条第一号若しくは第二号」に改め、同条第二十三項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条第三十一項中「六分の一」を「三分の一」に改め、同条第三十五項中「二分の一」を「三分の二」に改める。

第三百四十九條の三の二第一項中「前条」の下に「(第十一項を除く。)」を加え、「本条」を「この条」に改め、「第三百四十九條」の下に「及び前条第十一項を加え、同条第二項中「本項」を「この項」に改め、「第三百四十九條」の下に「前条第十一項」を加え、同項第二号中「本条」を「この条」に改める。

第三百五十四条の次に次の二条を加える。

(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納稅義務者で所得税若しくは法人税の納稅義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納稅義務者の

所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額について了更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させることとする。

第四百四十四条第二項中「一・二」を「一・五」に改める。

第三百四十三条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第五項中「相続税法第四十一条の下に(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業団体の組

織に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第百八十五号)」を、「商店街振興組合法」の下に「(昭和三十七年法律第百四十一号)」を加える。

第三百四十九條の三第一項中「本項」を「この

項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第五項、第七項及び第八項中「本項」を「この項」に改め、同条第九項中「本条において」を削り、同条第十一項中「第十五条第一項第一号若しくは第十二条第一項若しくは第二号」を「第十五条第一号若しくは第二号」に改め、同条第二十三項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条第三十一項中「六分の一」に改め、同条第三十五項中「二分の一」を「三分の二」に改め、同条第三十九項中「本項」を「この項」に改め、「第三百四十九條」の下に「及び前条第十一項を加え、同条第二項中「本項」を「この項」に改め、「第三百四十九條」の下に「前条第十一項」を加え、同項第二号中「本条」を「この条」に改める。

第三百五十四条の次に次の二条を加える。

(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納稅義務者で所得税若しくは法人税の納稅義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納稅義務者の

所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額について了更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させることとする。

第四百四十四条第二項中「一・二」を「一・五」に改める。

第三百四十三条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第五項中「相続税法第四十一条の下に(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業団体の組

に」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同項を同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項の次に次の二項を加える。

第三百四十三条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第五項中「相続税法第四十一条の下に(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業団体の組

に」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同項を同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項の次に次の二項を加える。

第三百四十三条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第五項中「相続税法第四十一条の下に(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業団体の組

に」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同項を同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項の次に次の二項を加える。

第三百四十三条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第五項中「相続税法第四十一条の下に(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業団体の組

とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額(同

項第二号又は第三号に該当する場合には、これららの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該市町村法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは

くは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする)を加算した金額が五十万円を超えるときは、前項の不申加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額を乗じて計算した金額とす

る。第六百八十八条に次の二項を加える。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであるとき

は、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第六百八十九条第三項中「前条第三項」を「前

条第四項」に改める。
第六百九十九条の二十一第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入し、又は納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これららの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又是第七百条の三十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少し

条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は

第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該自動車取得税に係る申告書の提出期限後の申告又は第六百九十九条の十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき

税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少し

四号とし、同項第一号中「第二項」を「第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第二項の違反行為 二億円以下の罰金刑

第七百条の二十二の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要す

る資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の二十二の四の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「本節」を「この節」に、「営業」を「事業」に改める。

第七百条の二十四の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「に」を「いずれかに」に改める。

第七百条の三十三に次の二項を加える。

第七百条の三十三に次の二項を加える。

第七百条の三十四第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

あつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。

は、前項の不申告加算金額は、同項の規定に加算した金額が五十万円を超えるとき

に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

四号とし、同項第一号中「第二項」を「第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第二項の違反行為 二億円以下の罰金刑

第七百条の二十二の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要す

る資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の二十四の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「本節」を「この節」に、「営業」を「事業」に改める。

第七百条の二十四の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「に」を「いずれかに」に改める。

た部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じ

項」を「この項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「本節」を「この節」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

きは、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百一条の六十一に次の一項を加える。

第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め

る場合に該当して行われたものであつて、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

の提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第七百一条の十三第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七百一一条の三十四第三項第九号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同項第十号の四中「身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援助施設」を「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同項第十号の五及び第十号六を次のように改める。

十の五及び十の六 削除
第七百一条の三十四第三項第十号の七中「前」を「第十号の四」に改め、同号の次に次の二行を加える。

十の八 介護保険法第百十五一条の三十九第一項に規定する包括的支援事業の用に供する施設

第七百一一条の三十四第三項第二十二号中「昭和二十六年法律第八百八十三号」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「(路線を定め定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。)」を加え、同条第四項中「本

項」を「この項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「本節」を「この節」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七百一条の四十一第一項中「本項」を「この項」に改め、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号中「第十九号」を「第十八号」に、「第十二号」を「第十号」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを「一」号ずつ繰り上げ、同条第二項中「本項」を「この項」に改める。

第七百一条の六十一第一項中「次項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該事業所税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないと

きは、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百一条の六十一に次の一項を加える。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七百二十二条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。
第七百二十二条第一項中「(以下本項)」を「(以下この項)」に改め、「市街化調整区域」を削り、「市街化調整区域をいう。(以下本項において同じ。)」において同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他」を「市街化調整区

区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市

は、適用しない。
第七百二十二条第三項中「前条第三項」を「前
条第四項」に改める。

計画税を課すこととの均衡を著しく失すると認められる」に改める。

第七百三十三条の十八第一項中「第三項」たゞし書の下に「又は第七項」を加え、同条第三項中「に」を「いずれかに」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三

め、同条第二項中「一」に「いずれかに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に

項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これら)の規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外約税に係る納入申告書の

規定する更正前にされた当該水利地益税等に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる

提出期限後の納入申告又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申

立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。」を加算した金額(五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付額)を乗じて計算した金額を加算した金額とす

同項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に改め、
同条第五項中「三十五万円を」を「三十二万円を」
に、「及び第三百四十四条の四を「及び第三百十
四条の六」に改め、同項第二号中「第三百四十四条
の四」を「第三百四十四条の六」に、「及び附則第五
条第三項」を「附則第五条第三項及び附則第五
条の四第六項」に改め、同項第三号中「から第三
十七条の二まで及び附則第五条第一項」を「第
三十七条、第三十七条の二、附則第五条第一項
及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第六
項中「前条」を「前二条」に改める。
附則第四条第四項を削り、同条第三項中「本
項」を「この項」に改め、「次項第一号に規定す
る買換資産をいう。」を削り、「その提出期限ま
でに提出した場合（市町村長においてやむを得
ない事情があると認める場合には、当該申告書
をその提出期限後において道府県民税の納稅通
知書が送達される時までに提出した場合を含
む。）」を「提出した場合」に改め、同項を同条第
四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条
第一項中「本項」を「この項に改め、同項を同条
第二項とし、同条に第一項として次の一項を加
える。

附則第四条第四項を削り、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、「次項第一号に規定する買換資産をいう。」を削り、「その提出期限までに提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

意義は、当該各号に定めるところによる。

税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間(以下、この二年間を「期間」といいます)に、

二月三十日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)内に、租税特別措置法第四十一条の五第二項第一号に規定す

置法第四（二条の五第十項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以

下この条において「特定譲渡」という。)をした場合(当該納税義務者がその年の前年若

しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けて

いる場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。)において、平成十一年一月一日(当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日)から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産(以下この条において「買換資産」という。)の同号に規定する取得(以下この条において「取得」という。)をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

額に係るもの（当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれてゐる場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 住宅借入金等 稟税特別措置法第四十二条の五第七項第四号に規定する住宅借入金

等をいう。

中「第三項の規定の適用がある場合には」を「第四項の規定の適用がある場合には」に改め、同

項第一号中及び第十一号を、第十二号及び第十三号に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第一項第三「第

から第十一号まで第三項及び第十項を二第
二十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項

四条第四項に改め、同項第二号中「雑損失」を

則第四条第四項に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に、「同条第三項」を「同

「同条第四項」に、「同条第八項において準用する同条第七項第一号」を「同条第十三項第一号」に改

同項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、
同条第八項を次のように改める。

8 市町村民税の所得割の納稅義務者の平成十七年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲り受けの金額の七百二十三万三千九千五百

渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十

西の説明手帳の金額については、附則第三条第四項後段及び第六項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年

前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失

失の金額につきこの項の規定の適用を受けて

いふときは、この限りでない。

附則第四条第十一項中「及び市町村民税の所得割について」を「又は市町村民税の所得割について」に改め、同項第一号中「附則第四条第九項又は第十項」を「附則第四条第十四項又は第十五項」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改

め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「第三項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「第一項」を「第二項又は第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項の次に次の五項を加える。

の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、

10 市町村民税の所得割の納税義務者の前年以前適用する。

(一)の項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市町村民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百一十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第十三項第

二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、附則第三十四条第四項後段の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市町村民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年までの合計所得金額が三千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りでない。

11 市町村民税の所得割の納稅義務者の前年前三年間において生じた純損失の金額のうち、特定純損失の金額(適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう)がある場合における第三百十三条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条第十一項に規定する特定純損失の金額」とする。

12 第八項及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

13 第十項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第一百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百四十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百二十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条第十項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三百十三条第一項」とする。

1
一 司会林木利の所得の純利益者(前記)三年間において生じた純損失の金額のうち、特定純損失の金額(適用期間内に行つた譲渡所得の資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)がある場合における第三百三十三条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条第十一項に規定する特定純損失の金額」とする。

12 第八項及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

定めるところによる。

第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条第十項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三百十三条第一項」とする。第三百十七條の二第四項の規定の適用に

ついては、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第四条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

三 第三百十七条の三の規定の適用について
は、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第四十一条の五第十二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。)と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第三項まで又は附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

四 前三号に定めるもののほか、第十項の規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四条の二第四項を削り、同条第三項中「本項」を「この項」に、「その提出期限までに提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)を「提出した場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この条において、次の各号に掲げる用語の

三 第三百十七条の三の規定の適用について
は、同条第一項中「確定申告書」とあるのは、
「確定申告書(租税特別措置法第四十一条の
五第十二項第三号の規定により読み替ええ
て適用される所得税法第二百二十三条第一項
の規定による申告書を含む。」と、「前条第
一項から第四項まで」とあるのは「前条第一
項から第三項まで又は附則第四条第十三項
第二号の規定により読み替えて適用される
前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項
から第四項まで」とあるのは「同条第一項か
ら第三項まで又は附則第四条第十三項第二
号の規定により読み替えて適用される前条
第四項」とする。
前三号に定めるもののほか、第十項の規

定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第四条の二第四項を削り、同条第三項中「本項」を「この項」に、「その提出期限までに提

出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)を「提出した場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「本項」を「」の項に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この條において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定居用財産の譲渡損失の金額 道府
県民税又は市町村民税の所得割の納稅義務
者が、平成十六年一月一日から平成十八年
十二月三十一日までの期間(以下この条に
おいて「適用期間」という。)内に、租稅特別
措置法第四十一条の五の二第七項第一号に
規定する譲渡資産(以下この条において「譲
渡資產」という。)の同号に規定する特定譲
渡(以下この条において「特定譲渡」とい
う。)をした場合(当該納稅義務者が当該特
定譲渡に係る契約を締結した日の前日にお
いて当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金
額を有する場合に限るものとし、当該納稅
義務者がその年の前年若しくは前々年にお
ける資産の譲渡につき同法第三十一条の三
第一項、第三十五条第一項、第三十六条の
二、第三十六条の五若しくは第三十六条の
六の規定の適用を受けている場合又は当該
納稅義務者がその年若しくはその年の前年
以前三年内における資産の譲渡につき前条
第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、
若しくは受けている場合を除く。)において、
当該譲渡資産の特定譲渡(その年に
おいて当該特定譲渡が二以上ある場合に
は、当該納稅義務者が政令で定めるところ
により選定した一の特定譲渡に限る。)によ
る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金
額のうち、当該特定譲渡をした日の属する
年の末日の属する年度の翌年度分の道府県
民税又は市町村民税に係る附則第三十四条
第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡
所得の金額又は附則第三十五条第一項若し
くは第五項に規定する短期譲渡所得の金額
の計算上控除してもなお控除することができ
ない部分の金額として政令で定めるところ
により計算した金額(当該特定譲渡に係
る契約を締結した日の前日における当該譲
渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額

から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除

二 通算後譲渡損失の金額

又は市町村民税の所得割の納稅義務者のそ
の年これらに生ジニ第三十二条第八項又は

定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りでな

その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

9 障害第四条の二に次の五項を加える。

二 住宅借入金等 税特別措置法第四十二条の五の二第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

附則第四条の「第六項中第一項第三項及び前項」を「第二項及び前二項」に改め、同条第七項中「第二項の規定の適用がある場合には」を「第四項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号中「及び第十二号」を「第十二号及

る旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

10 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前三において空余さ

（この項目は、この前年前にさして担保されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡

損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について前項の申告書を

提出した場合であつて、その後の年度分の市町村民税について連続して通算後譲渡損失の

金額の控除に関する事項を記載した第三百七条の二第一項又は第三項の規定による申告

書(その提出期限後において市町村民税の納

税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第十三項第二

号の規定により読み替えて適用される同条第
四項の規定による申告書を含む。以下この項

において同じ。)を提出しているときに限り、
附則第三十四条第四項後段の規定こかかづう

同項第二句の多額の自己の夫婦にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市町村民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額

個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

5 前項の規定は、平成七年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七十七条の二第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合

（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

6 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

附則第五条第一項各号列記以外の部分中「利益の配当（同項に、「本条」を「この条」に改め、「剩余金の分配」の下に「（同項に規定する剩余金の分配をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「本項」を「この項」に、「第三十六条」を「第三十七条」に改め、同項第一号中「利益の配当」を「剩余金の配当、利益の配当」に、「本条」を「この号」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に、「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同項第三項中「配当所得」の下に「剩余金の配当」を加え、「本項」を「この項」に、「第五条に改め、同項第二項中「前条まで」を「前二条」に、「前条まで及び」を「前二条並びに」に改め、同項第三項中「配当所得」の下に「剩余金の配当」を加え、「本項」を「この項」に、「第三百四十四条の四」を「第三百四十四条の六」に改

め、同項第一号中「利益の配当」を「剩余金の配当、利益の配当」に、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改め、「百分の二」を「百分の〇・八」に、「百分の〇・五」を「百分の〇・四」に改め、同項第三号中「百分の〇・五」を「百分の〇・四」に改め、同項第五条の二を次のように改める。

第五条の二 削除
附則第五条の三の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の二条を加える。
(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の四 道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合

（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条

算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅

借入金等特別税額控除額）

二 イに掲げる金額と口に掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した借入金等特別税額控除額）

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税森林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第百七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これら

の規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

二、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に關する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これら

の規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

の提出の際経由することができる税務署長に受
理されたときは、当該申告書は、その受理さ
れた時に同項に規定する市町村長に提出さ

度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の三に相当する金額(第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納稅義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

当該納稅義務者の前年分の所得税に係る
租税特別措置法第四十一条第二項若しくは
第四十二条又は阪神・淡路大震災の被
害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

課税総所得金額、課税退職所得金額又は
課税山林所得金額につき平成十八年所得
税法等改正法第十四条の規定による廃止
前の経済社会の変化等に対応して早急に
講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措
置に関する法律第四条の規定により読み
替えられた平成十八年所得税法等改正法
第一条の規定による改正前の所得税法第一
二編第三章第一節の規定を適用して計算
した所得税の額

口 当該納税義務者の前年分の租税特別措
置法第二十五条第二項、第二十八条の四
第一項、第三十一条第一項(同法第三十
一条の二又は第三十二条の三の規定によ
り適用される場合を含む)、第三十二条的
第一項若しくは第二項、第三十七条の十
第一項(同法第三十七条の十一第一項の
規定により適用される場合を含む)若し
くは第四十一条の十四第一項又は租税条
約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律第三条の
二十六項、第十八項、第二十項、第二
十二項若しくは第二十四項の規定による
所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係
る租税特別措置法第二十五条の規定によ
る免除額、所得税法第九十二条の規定に
よる控除額及び租税特別措置法第十条か
ら第十条の七までの規定による控除額の
合計額

当該納税義務者の前年分の所得税の額
(同年分の所得税について、租税特別措置
法第四十一条、第四十二条又は所得税法第
九十五条の規定の適用があつた場合には、
これらの規定の適用がなかつたものとして

7 計算した金額)

8 前項の規定の適用がある場合における第三百四十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第五条の四第六項」とする。

9 第六項の規定は、市町村民税の所得割の納稅義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

10 市町村民税の所得割の納稅義務者が第三百十七条の三第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納稅義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

11 前項の場合において、第八項の申告書がその提出の際経由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

12 第三項及び第八項の申告書の提出があつた場合には、市町村長は、当該市町村の区域を管轄する税務署長に対し、遅滞なく、当該申告書に記載された事項を通知し、当該記載された事項について確認を求めるものとする。

13 税務署長は、前項の確認を求められた事項について、国の税務官署の保有する情報と異なるとき又は誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、その内容を当該確認を求めた市町村長に通知するものとする。

14 第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税

の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に關し虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

14 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条第二項中「及び附則第五条第一項の規定にかかるわらず」を「附則第五条第一項及び前条第一項の規定にかかるわらず」に改め、同項第一号中「百分の〇・五」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「及び附則第五条第一項を「附則第五条第一項及び前条第一項」に改め、同条第三項中「附則第三条の三第二項」を「並びに附則第三条の三第二項」に改め、「並びに附則第四十条第六項から第九項まで」を削り、「前条まで」を「前二条」に、「前条まで及び」を「前二条並びに」に改め、「並びに第四十条第七項第一号」を削り、「附則第五条第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第五項中「第三百四条の四まで、第三百十四条の七及び附則第五条第三項の規定にかかるわらず」を「第三百十四条の三まで、第三百十四条の六、第三百十四条の七、附則第五条第三項及び前条第六項の規定にかかるわらず」に改め、同項第一号中「百分の一」を「百分の〇・九」に改め、同項第二号中「第三百十四条の四まで」を「第三百十四条の三まで、第三百十四条の六」に、「及び附則第五条第三項」を「附則第五条第三項及び前条第六項」に改め、同条第六項中「附則第三条の三第二項」を「並びに附則第三条の三第二項」に改め、「並びに附則第四十条第六項から第九項まで」を削り、「前条」を「前二条」に改め、「並びに第四十条第七項第二号」を削り、「附則第五条第三項」を「附則第五条の四第六項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 第二十四条の五第一項に規定する分離する所得割の額の特例等)

(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係

課税による所得割の額は、当分の間、第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

² 前項の規定の適用がある場合には、第五十一条の六第一項及び第二項並びに第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「第五十条の四」とあるのは、「第五十条の四」並びに附則第七条第一項」とする。

3
三百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第三百二十二条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。
前項の規定の適用がある場合における第三百二十八条の六第一項及び第二項並びに第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「第三百二十八条の三」とあるのは、「第三百二十八条の三並びに附則第七条第三項」とする。

附則第八条第一項中「第四十二条の四第六項」、「同一条第八項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同一条第二項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第六项」を「第五项」に、「第十二項」を「第十一項」、「第十三項」を「第十四項」に、「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に、「第十五項」及び「第十七項」を「第十六項」及び「第十八項」に改め、同一条第三項中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同一条第四項中「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第七项」を「第六项」に改め、同一条第七項又は「第八项」を「第七项」に改め、同一条第七項を削り、同一条第八項中「前項」を「第五十三条第七项」及び「第三百二十二条の八第七项第一号」第一号及び「第三百二十二条の八第七项第一号」

に、「同項中「経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号。次号において「法人税等負担軽減措置法」という。)第十六條第二項の表の第一号の第四欄(法人税法第八条の十二第一項に係る部分に限る。)に掲げる」を「これらの規定中「同法第八十一条の十二第一項に規定する」に改め、同項を同条第七項とする。」

二項」を「若しくは第百十四条第二項」に、「第六十八条の十二第六項又は」を「第六十八条の十二第六項若しくはに改め、「第六十八条の十五第六項」の下に「又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第百三十二条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五十一項若しくは第十一項」を加え、「第六十八条の十五第五十一項若しくは第十一項」を「第六十八条の十五第五第六項若しくは第七項」に、「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条第二項中「第四十二条の七第六項」に、「第七項又は」を「第七項若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第一百六项若しくは第十二項又はに、「本項」を「この項」に改め、「第四十二条の十一第六項若しくは第七項」の下に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第一百六项若しくは第十一項若しくは第十二項」を加える。

式会社及び九州旅客鉄道株式会社に対する第
七十二条の二十一第一項の規定の適用につい
ては、平成十六年四月一日から平成二十一年
三月三十日までの間に開始する各事業年度
分の事業税に限り、同項中「法人税法第二条
第十六条号に規定する資本金等の額又は同条第
十七号の二に規定する連結個別資本金等の
額」とあるのは、「資本金の額に二を乗じて得
た額」とする。
附則第九条第二項中「資本の金額又は出資金
額と法人税法第二条第十七条号に規定する資本積
立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個
別資本積立金額との合計額」を「法人税法第二条
第十六条号に規定する資本金等の額又は同条第
七号の二に規定する連結個別資本金等の額」
に、「とあるのは「銀行法」を「とあるのは、「銀
行法」に改め、「とあるのは「証券取引法」を「とある
のは、「証券取引法」に、「資本の額」を「資本金
の額」に改め、「と「当該合計額」とあるのは「當
該額」とを削り、同条第四項中「以後」を「から
会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日
の前日までの間」に、「商法第二百八十九条第一
項」を「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に
に関する法律(平成十七年法律第八十七号。以下
この項において「会社法整備法」という。)第六十
四条の規定による改正前の商法(以下この項に
おいて「旧商法」という。)第二百八十九条第一
項」に、「有限会社法(昭和十三年法律第七十四
号)第四十六条第一項」を「会社法整備法第一条
の規定による廃止前の有限会社法(昭和十三年
法律第七十四号。以下この項において「旧有限
会社法」という。)第四十六条」に、「同条第一項」

社法第四十六条第一項を「旧商法第二百八十九条第一項」に、「有限会社第六条」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「との合計額」とあるのは「との合計額」を「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額」に、「控除した金額」を「控除した額」に改め、「当該合計額」とあるのは「当該額」とを削り、同条第五項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「本項」を「この項」に改め、同条第六項から第九項までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第十一項中「生命保険業を行う法人」を「保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等に、「当該法人」を「当該生命保険会社及び外国生命保険会社等」に改め、同条に次の二項を加える。

12 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者に係る第七十二条の十二第三号の各事業年度の収入金額は、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第十二条の二十四の二第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から、当該収入金額に二分の一の割合を乗じて得た金額を控除した金額による。

13 会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失の額に充てた法人に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、会社法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額から、会社法（平成七年法律第八十六号）第四百四十六条に規定

れた沖縄電力株式会社が行う電気供給業に対する事業税の標準税率については、平成十九年五月十四日以前に終了する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の七第三項中「百分の一・三」とあるのは「百分の一・一」と、同条第八項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第一項及び第二項、第三項（附則第九条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）並びに第四項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「前項（附則第九条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附則第十条第一項中「營業」を「事業」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「有限会社」を「合同会社」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、第七項を第五項とし、同条第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を第七項とし、第十項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「四年」を「四年」に改める。

同条第二項中「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「有限公司社」を「合同会社」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、第七項を第五項とし、同条第八項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を第七項とし、第十項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十二条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」に「四年」を「四年」に改める。

附則第十三条第一項中「国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助」を「国の補助金マッチング交付金の交付」に、「平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「当該補助」を「当該交付」に、「五分の四」を「五分の二」に改め、同条第二項中「補助」を「交付」に、「五分の四」を「五分の二」に改め、同条第四項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進」に関する法律第十四条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項」に改め、同項を同条第七項五項とし、同条第七項中「平成十八年三月三十日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第六項とし、同条第八項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日」に、「三分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「特定用途港湾施設」の下に「(同項第一号に掲げる港湾施設に限る。)」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十七項を第二十六項とし、第二十八項を第二十七項とし、第二十九項を第二十八項とし、同条第三十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、同条第三十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、第三十六項中「整備事業区域」の下に「(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「に係る整備事業区域」の下に「(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第三十八項とし、第三十九項を第三十八項とする。

附則第十二条の二の見出しを「(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第十三条の四第五項中「営業」を「事業」に改める。

附則第十一条の五第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「これらの規定」を「第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二条項、第七十条の二第一項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格」とあるのは「登録された価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」に改め、同項の表を削る。

附則第十二条第二項中「第二十九項及び第三十項」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七十四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百十一円」に改める。

附則第十二条の三第一項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたも

の 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第十二条の三第一項第五号までを削り、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令で定める許容限度（第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第五項の表以外の部分を次のように改める。

附則第十二条の三第一項第五号までを削り、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げて、第三項から第七項までの順序とする。

附則第十四条第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げて、第三項から第七項までの順序とする。

附則第十五条第一項を削り、同条第二項中「平成十七年度を「平成十九年度」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

附則第十五条第一項を削り、同条第二項中の上欄に掲げる償却資産のうち、それぞれ同一の表の中欄に掲げる日から平成二十年三月三十日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかるわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

附則第十二条の三第六項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの」として総務省令で定める。

附則第十二条の三第四項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定められたもの（第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「優良低燃費車」という。）のう

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他政令で定めるものを処理するための償却資産で政令で定めるもの

二 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもの

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他政令で定めるものを処理するための償却資産で政令で定めるもの | 二 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもの |
| 平成十八年四月一日 | 三分の二（総務省令で定めるものにあつては、四分の三） |

三 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場

(以下この号において「特定事業場」という。)の設置者

(同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。)又は特定事業場の設置者であつた者(同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。)が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で政令で定めるもの

四 土壤の特定有害物質(土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。)による汚染を除去するための償却資産(同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。)で政令で定めるもの

附則第十五条第六項を削り、同条第七項中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)」の施行の日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第七項とし、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道經營者又はこれらの者に軌道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定めるものを受け平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものに対する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるものに、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同項各号を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中及び平成十七年度を「から平成十九年度ま

平成十八年 二分の一

平成十五年 四月一日

三分の一
二月十五日

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

の額とする。

附則第十五条中第十三項を削り、第十四項を

第十三項とし、第十五項を削り、第十六項を第

十四項とし、同条第十七項中「本項及び次項」を

「この項、次項及び第五十八項に改め、「特定

用途港湾施設」の下に「同項第一号に掲げる港

湾施設で」を加え、「同じ」を「特定用途港湾施

設」というに、「平成十七年度」を「平成十九年

度」に改め、「外貿埠頭公社が」の下に「海上物流

の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する

法律(平成十八年法律第

号)第二条の規定による改正前の」を、「承継したもの」の下に

「(第五十八項において「旧公団からの承継資産」という。)」を加え、同項を同条第十五項とし、

同条第十八項中「平成十年四月一日から平成十

八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一

日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、

「(当該固定資産に對して新たに固定資産税又は

港湾法第五十五条の七第二項に規定する)及び

「(当該固定資産に對して新たに固定資産税又は

都市計画税が課されることとなつた年度から十

年度分の固定資産税又は都市計画税について

は、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計

画税の課税標準となるべき価格の五分の一)」を

削り、同項を同条第十六項とし、同条第十九項

を同条第十七項とし、同条第二十項を削り、同

条第二十一項中「平成十二年四月一日から平成

十八年三月三十一日まで」を平成十八年四月一

日から平成二十年三月三十一日まで」に、「三分

の二」を「四分の三」に、「四分の三」を「五分の

四」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第

二十二項中「平成十四年四月一日から平成十八

年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「四分の三」を六分の五に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項中「第五十項」を「第四十六項」に、「平成十八年三月三十

年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項

とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項を同条第二十二項とし、同条第二十六項を削り、同

条第二十七項を同条第二十三項とし、同条第二

十八項中「平成十三年四月一日から平成十八年

五月三十一日まで」を「平成十八年六月一日から

平成二十年三月三十一日まで」に改め、「電気通

信事業者」の下に「又は有線放送電話に関する法

律第五条第一項に規定する有線放送電話業者」

を加え、「同条第一項各号に掲げる電気通信設

備で政令で定めるもの(電気通信事業法第二条

第四号に規定する電気通信事業の用に供するも

のに限る)又は有線放送電話に関する法律第五

条第一項に規定する有線放送電話業者が電気通

信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する

認定計画に從つて実施する同法第二条第二項に

規定する高度通信施設整備事業により新設した

同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で

定めるもの(有線放送電話に関する法律第二条

第二項に規定する有線放送電話業務の用に供す

るものに限る)」を「電気信号の伝送を高速かつ

広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便

性を著しく高めるものとして政令で定めるも

のに、「四分の三」を「三分の二」に改め、同項

を同条第二十四項とし、同条第二十九項中「平

成十八年五月三十一日」を平成二十年三月三十

一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同

条第三十項中「有線テレビジョン放送法第二条

第四項」を「平成十八年六月一日から平成二十年

三月三十一日までの間に、有線テレビジョン放

送法第二条第四項」に、「平成十七年四月一日か

ら平成十八年五月三十一日までの間に新設した

設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項を同条第二十七項とし、同条第三十二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十三項第一号中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「(次号)」を「以下この号及び次号」に、「業務の用に供される」を当該特定事業により取得されるに改め、「償却資産」の下に「で総務省令で定めるもの」を加え、「食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日」を「当該家屋及び償却資産が取得された日」に改め、同項第二号中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日まで」に、「本号」を「この号」に、「卸売市場法第七十三条第一項の規定による認定を受けた日」を「当該合併の登記の日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「アクセス管理者」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第三十六項を第三十二項とし、第三十七項を第三十三項とし、第三十八項を第三十四項とし、同条第三十九項中「平成十一年一月二日」を「平成十八年四月一日」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条中第四十項を第三十六項とし、第四十一項から第四十三項までを四項ずつ繰り上げ、同条第四十四項中「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)」の施行の日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日まで」に、「同法第二

〔平成十八年三月三十日〕を〔平成二十年三月三十一日〕に、「本項」を「この項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十六項中〔平成十八年三月三十日〕を〔平成二十年三月三十一日〕に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中〔平成十八年三月三十日〕を〔平成二十年三月三十一日〕に改め、「特定用途港湾施設」の下に「(同項第一号に掲げる港湾施設に限る。)」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項中〔第五項〕を〔第四項〕に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十項を同条第四十六項とし、同条第五十一項中〔第四十八項及び第四十九項〕を〔第四十四項及び第四十五項〕に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中〔第五十二項〕を〔第四十八項〕に改め、同項を同条第五十一項とし、〔第五十三項〕を〔第四十九項〕とし、〔第五十四項〕を〔第五十項〕とし、同条第五十五項中〔平成十八年三月三十一日〕を〔平成二十年三月三十日〕に改め、同項を同条第五十一項とし、〔第五十三項〕を〔第四十九項〕とし、〔第五十四項〕を〔第五十項〕とし、同条第五十五項中〔平成二十一年三月三十一日〕に改め、同項を同条第五十二項とし、同条中〔第五十七項〕を〔第五十三項〕とし、〔第五十八項〕を〔第五十四項〕とし、〔第五十九項〕を〔第五十五項〕とし、同条に次の三項を加える。

56 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第二条第一項に規定する特定特殊自動車(道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車を除く。)のうち特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する基準適合表示が付されたもの(以下この項において「基準適合表

示車」という。)であつて、平成十八年四月一日から平成十九年九月三十日までの間(基準適合表示車のうち政令で定めるものにあつては、平成十八年四月一日から平成二十年九月三十日までの間)に取得されたものに対しして課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該基準適合表示車に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

項の規定にかかわらず、当該取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

附則第十五条の二中「前条第五十項」を「前条第四十六項」に改める。

附則第十六条第一項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十年三月三十一日」に、「あつては、」を「あつては」に、「本項」を「この項」に、「及び第五項」を「、第五項及び第八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「及び第六項」を削り、「第八項」を「第七項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「次項まで」を「この項及び次項」に、「以下本項」を「以下この項」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項」に、「平成四年一月一日」に改め、「及び第六項」を削り、「第八項」を「（当該貸家住宅のうち第二種中高層耐火建築物であるものにあつては、平成五年一月二日）から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、「認めたときは、」の下に「第一種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては」を加え、「（当該貸家住宅のうち第二種中高層耐火建築物にあつては、」を「三分の一（に、「四分の三」）を「三分の二」に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとし、第二種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては当

該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産額（区分所有に係る貸家住宅であつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他政令で定める貸家住宅に限る。）につてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の一に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に、「平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「三分の一（当該貸家住宅を平成十二年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新築した場合にあつては三分の二、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新築した場合にあつては二分の一）を「六分の一」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

改修が平成十八年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十四年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

市町村長は、前項に規定する期間の経過後
に同項の申告がされた場合において、当該期
間に申告がされなかつたことについてやむ
を得ない理由があると認めるときは、当該申
告に係る耐震基準適合住宅につき第八項の規
定を適用することができる。

附則第十六条の二の見出し中「阪神・淡路大
震災及び三宅島噴火災害」を「阪神・淡路・淡路・震災
等」に改め、同条第十三項を同条第十五項と
し、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13 市町村は、平成十六年新潟県中越地震によ
る災害により滅失し、又は損壊した家屋の所
有者(当該家屋が共有物である場合には、そ
の持分を有する者を含む。)その他の政令で定
める者が、政令で定める区域内に平成十六年
十月二十三日から平成二十一年三月三十一日
までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した
家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を
取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場
合における当該取得され、又は改築された家
屋に対して課する固定資産税又は都市計画税
については、当該家屋が取得され、又は改築
された日(当該家屋が平成十六年十月二十三
日以後において二回以上改築された場合は、そ
の最初に改築された日。以下この項に
おいて同じ。)の属する年の翌年の一月一日
(当該家屋が取得され、又は改築された日が
一月一日である場合には、同日)を賦課期日
とする年度(当該家屋が平成十七年一月一日
までに取得され、又は改築された場合にあつ
ては、平成十八年度)から四年度分の固定資
産税又は都市計画税については、当該家屋に
係る固定資産税額(前条第四項を除く。)の規
定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規
定の適用後の額。以下この項において同じ。)
又は都市計画税額のうち、この項の規定の適
用を受ける部分に係る税額として政令で定め
るところにより算定した額(当該家屋が区分

所有に係る家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

14 平成十六年新潟県中越地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十六年十月二十三日から平成二十一年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産については、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産(改良された償却資産についても、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産(改良された償却資産についても、当該償却資産が共有物である場合にあっては、第三百四十九条の二の規定にかかるはず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度(当該償却資産が平成十七年一月一日までに取得され、又は改良された場合については、平成十八年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から

第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

附則第十七条の見出し中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第六号イ及びロ中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号イの表(2)中「について附則第十八条第一項、第十八条の二」を「について附則第十八条」に、「第十九条の四第一項の規定」を「第十九条の四の規定」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分を「平成十七年度分」に、「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第十七号)第一項の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前の地方税法」という。)第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)第一項の規定による改正前の地方税法(以下「平成十七年法律第五号」とい

に、「第二十七条の二第一項の規定(イを「第二十七条の二」の規定に、「平成十五年度である」とする。)」を「平成十八年度である」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第六号イ及びロ中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号イの表(2)中「について附則第十八条第一項、第十八条の二」を「について附則第十八条」に、「第十九条の四第一項の規定」を「第十九条の四の規定」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分を「平成十七年度分」に、「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第十七号)第一項の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前の地方税法」という。)第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)第一項の規定による改正前の地方税法(以下「平成十七年法律第五号」とい

に、「第二十七条の二第一項の規定(イを「第二十七条の二」の規定に、「平成十五年度である」とする。)」を「平成十八年度である」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第六号イ及びロ中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号イの表(2)中「について附則第十八条第一項、第十八条の二」を「について附則第十八条」に、「第十九条の四第一項の規定」を「第十九条の四の規定」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分を「平成十七年度分」に、「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第十七号)第一項の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前の地方税法」という。)第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)第一項の規定による改正前の地方税法(以下「平成十七年法律第五号」とい

に、「第二十七条の二第一項の規定(イを「第二十七条の二」の規定に、「平成十五年度である」とする。)」を「平成十八年度である」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分」を「平成十七年度分」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第六号イ及びロ中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に、「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号イの表(2)中「について附則第十八条第一項、第十八条の二」を「について附則第十八条」に、「第十九条の四第一項の規定」を「第十九条の四の規定」に、「平成十五年度である」を「平成十八年度である」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)」に、「平成十五年改正前」を「平成十八年改正前」に、「平成十四年度分を「平成十七年度分」に、「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第十七号)第一項の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前の方

| 土地の区分 | 年 度 | 価 格 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 一 平成十八年度に係る賦課期日に所在する土地(次号又は第三号に至つた場合の当該土地を除く。) | 平成十九年度 | 当該土地に係る平成十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |
| 二 平成十八年度に係る賦課期日に所在する土地(以下この表において「平成十八年度の土地」という。) | 平成二十年度 | 当該土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |
| 三 平成十八年度の土地で平成二十一年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 | 平成二十一年度 | 当該平成十八年度の土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |
| 四 平成十九年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。) | 平成二十一年度 | 当該平成十八年度の土地の類似土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |
| 五 平成十九年度において新しく固定資産税を課されることとなる土地(次号に掲げる土地に該当するもの) | 平成二十一年度 | 当該平成十八年度の土地の類似土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |
| 六 平成二十一年度 | 当該土地の類似土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 | 当該土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |
| 七 平成二十一年度 | 当該土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 | 当該土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |

額」を加え、同項第三号中「市街化区域農地調整固定資産税額」の下に「又は市街化区域農地据置固定資産税額」を加え、同条第二項第一号中「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「平成十六年度分又は平成十七年度分」を「平成十九年度分又は平成二十年度分」に改める。

附則第三十条の二第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「二千九百七十七円」を「三千二百九十八円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「一千四百十二円」を「一千五百六十四円」に改める。

附則第三十一条の二第一項中「又は第四項」を削除。

附則第三十一条の三第一項中「附則第十八条第一項」を「附則第十八条第一項から第六項まで」

で、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成十

五年一月一日から平成十七年十一月三十日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三

月三十日まで」に、「本号」を「この号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第

三項とし、第五項を第四項とする。

附則第三十二条第一項中「受けて、」の下に「道路運送法第三条第一号イに規定する」を加え、

同条第三項中「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものの取得、

専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、総務省令で定めるものを「附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車等」に改め、同条第六項中「優良低消費車のうち、」を「附則第十二条の三第三項に規定するエネルギー消費効率（以下この条に

おいて「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に

規定期限

（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「自動車で」を「もので」に、「第四項」を「第三項又は第四項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日まで」

を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日まで」に改め、同条第七項中「優良低消費

車のうち窒素酸化物の排出量が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車を削除。

附則第三十二条の八第一項中「本項」を「この

項」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十日を「平成二十年三月三十日」に、「平成十八年分」を「平成二十年分」に、「本項」を「この

項」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同条

第三項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十一年三月三十日」に、「本項」を「この項」に、「二分の一」を「四分の一」に改める。

附則第三十三条の三第一項中「本項」を「この

項」に改め、同項第一号中「規定により」の

下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分

の四・八」に改め、同項第二号中「本項」を「この

項」に改め、同項第二項中「第四項」を「以下この

条」に、「同条第三項各号」を「同法第二十八条の

四第三項各号」に改め、同条第三項第一号中「及

び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に、

「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号

まで、第三項及び第十項を「第三十四条第一

項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十

七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、

第三十七条の三及び附則第五条第一項を「第三

十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第

一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の

額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」

を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号

中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加

え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の

額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号

中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並

びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地

等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項第

二号及び第五项第三号」を「同項第二号及び同条

第五项第三号」に改め、同項第六号を削り、同

项第七号を同項第六号」とし、同条第五项を次の

ように改める。

（以下この項において「重量車基準適合車」と

車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽

油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものとされる。

附則第三十二条の七第一項を削り、同条第二項中「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の下に「（平成十一年法律第八十七号）」を加え、「事業所等のうち」を「事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項及び第五項を削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、同条第九項中「平成十七年四月一日」を「平成十九年四月

一日」に、「平成十七年分」を「平成十九年分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削る。

附則第三十二条の八第一項中「本項」を「この

項」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十日を「平成二十年三月三十日」に、「平成十八年分」を「平成二十年分」に、「本項」を「この

項」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同条

第三項中「平成十八年三月三十日」を「平成二十一年三月三十日」に、「本項」を「この項」に、「二分の一」を「四分の一」に改める。

附則第三十三条の三第一項中「本項」を「この

項」に改め、同項第一号中「規定により」の

下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分

の四・八」に改め、同項第二号中「本項」を「この

項」に改め、同項第二項中「第四項」を「以下この

条」に、「同条第三項各号」を「同法第二十八条の

四第三項各号」に改め、同条第三項第一号中「及

び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に、

「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号

まで、第三項及び第十項を「第三十四条第一

項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十

七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、

第三十七条の三及び附則第五条第一項を「第三

十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第

一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の

額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」

を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号

中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加

え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の

額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号

中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並

びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地

等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項第

二号及び第五项第三号」を「同項第二号及び同条

第五项第三号」に改め、同項第六号を削り、同

项第七号を同項第六号」とし、同条第五项を次の

ように改める。

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割

の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雜所得を有する場合には、当該事業所得及び雜所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかるらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雜所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という)に對し、次に掲げる金額のうちいづれか多い金額に相当する市町村民税の所得割を課す。

第三号の規定により読み替えて適用される第三百四条の二の規定の適用がある場合

には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課稅事業所得等の金額」といふことの規定の適用がないものとした場合に算出される市町村民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七・二に相当する金額。

二 土地等に係る課稅事業所得等の金額については、同項の規定により読み替えて適用される第三百四条の二の規定により計算した金額の百分の七・二に相当する金額。

合に算出される市町村民税の所得割の額としては、その基因となる土地の譲渡等が租稅特別措置法第二十八条の四第三項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

第五項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三项、第二百九十六条の二第一項第十号の二、第三项及び第十项並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山

林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課稅標準の計算上その例によることとされる所得稅法第六十九条の規定の適用については、租稅特別措置法第二十八条の四第五項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三条第八項及び第九項並びに第三百十四条の二の規定の適用については、第三百十三条第八項並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額とあるのは、「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第二号及び第五项第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、附則第五条第三項各号中「課稅總所得金額」とあるのは「課稅總所得金額及び附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る課稅事業所得等の金額の合計額」とする。

六 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雜所得で、その基因となる土地の譲渡等が租稅特別措置法第二十八条の四第三項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

第七項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項第七号、第八号、

第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三项、第二百九十六条の二第一項第十号の二、第三项及び第十项並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山

条の二の規定による申告に関する特例その他第五項の規定の適用がある場合における他第五項の規定の適用がある場合における市町村民税に關する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

四 第五項の規定は、同項に規定する事業所得又は雜所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十年十二月三十日までの間に行われたものについては、適用しない。

五 附則第三十四条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「以下附則第三十四条の三まで」を「次条第一項及び第二項並びに附則第三十四条の三第三项」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項第一号中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三项及び第十项」を「第三十四条第一項第十号の二、第三项及び第十项」に、「第三十七条」に「二号」を「第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三项及び第十项」を「第三十七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項」を「第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項第二号及び第五项第三号を「同項第二号及び同条第五项第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第四项を次のように改める。

六 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第二号及び第五项第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四项及び第五项第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四项及び第五项第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項第二号及び第五项第三号を「同項第二号及び同条第五项第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第四项を次のように改める。

七 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の額とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 第四項の規定の適用がある場合には、次に

前項に規定する長期譲渡所得の特別控除額とは、

前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第二十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条第二項、第三十四条の三第一項、第三

十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額とし、これらの金額につき第六項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定による。

九 前項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。その他の所得税に関する法令の規定の例により

計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる)を

他の所得税に関する法令の規定の例により

計算した同法第三十三条第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかるらず、

当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

十 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の額とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

十一 第二百九十二条第一項第七号、第八号、

第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第一号及び第二项、第三百九十六条の二第一項第十号の二、第三项及び第十项並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山

十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山

林所得金額並びに附則第三十四条第四項に

規定する長期譲渡所得の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措

置法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三条规定第九項(離損失の金額に係る部分に限る)及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

四 第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条规定八第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十条の九の二又は第三十七条の九の三」を又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までに改め、同条第四項を次のように改める。

四 照昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十四条第四項に規定する課税长期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五项第二号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額と、同条第四項及び第五项第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるの項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他の第四項の規定の適用がある場合における

市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十四条の二第一項中「本条、次条及び附則第三十五条第三項」を「この条、次条及び附則第三十五条第三項」に改め、「ものをいう」の下に「。第四項において同じ」を加え、「附則第三十

四条の三」を「附則第三十四条の三第一項」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 三十二万円
附則第三十四条の二第一項第二号ロ中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「第八項において同じ。」を削り、同条第三項中「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までに改め、同条第四項を次のように改める。

4 照昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十四条第四項に規定する課税长期譲渡所得金額の合計額」とする。

5 前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税长期譲渡所得金額に對して課する市町村民税の所得割の額は、前条第四項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税长期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税长期譲渡所得金額の百

分の二・四に相当する金額

二 課税长期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 四十八万円
口 当該課税长期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の三に相当する

附則第三十四条の二第九項中「となる道府県民税及び」を「となる道府県民税又は」に改め、「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第九項」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「確定優良住宅地等予定地」を「これらの規定に規定する確定優良住宅地等予定地」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「同項の」を「これらの」に「同項に」を「これらの規定に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項(前項において準用する場合を含む。以下第八項までにおいて同じ。)」を「第二項又は第五項に」、「から第二項」を「からこれらに」、「第二項に」を「第二項又は第五項に」、「当該第二項の」を「当該第二項又は第五項に」に、「当該第二項の」を「当該第二項又は第五項に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

おける前条第四項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市町村民税の所得割について準用する。

6 第四項(前項において準用する場合を含む。)の場合において所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十五項」を加え、「確定優良住宅地等予定地」を「これらの規定に規定する優良住宅地等予定地」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の下に「又は第五項」を加え、「同項に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「これらの」に「同項に」を「これらの規定に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項(前項において準用する場合を含む。以下第八項までにおいて同じ。)」を「第二項又は第五項に」、「から第二項」を「からこれらに」、「第二項に」を「第二項又は第五項に」、「当該第二項の」を「当該第二項又は第五項に」に、「当該第二項の」を「当該第二項又は第五項に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税长期譲渡所得金額に對して課する市町村民税の所得割の額は、前条第四項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税长期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税长期譲渡所得金額の百

分の二・四に相当する金額

二 課税长期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 四十八万円
口 当該課税长期譲渡所得金額から二千万

円を控除した金額の百分の三に相当する

場合 当該課税长期譲渡所得金額の百

分の二

三五

分の二・四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百四十四万円
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

附則第三十四条の三に次の一項を加える。

4 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百七条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第三十五条第一項中「第四項において準用する附則第三十四条第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第三項中「百分の三」を「百分の三・六」に、「あるのは」を「あるのは」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第一項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十号口、第十二号及び第十三号、第二十一条第一項第二号及び第十三号、第二十四号、第二十号及び第十一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのと同様の規定による短期譲渡所得金額の合計額」とする。

5

市町村は、当分の間、所得割の納税義務者

その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項によつて準用される

同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第九項 雜損失の金額に係る部分に限る。及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四 第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の「所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とは、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とは、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

六 附則第三十五条に次の三項を加える。
6 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

7 第五項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる

が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額とし、これらの金額につき第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の五・四に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十五条に次の三項を加える。
6 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

7 第五項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる

譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第五項の規定の適用については、同項中「百分の五・四」とあるのは、「百分の三」とする。

8 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三项、第三百四十四条の二第一項第十号の二、第三项及び第十项並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項及び第十项並びに第三百十四条の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項によつて準用される同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三条规定の適用については、同項に規定する短期譲渡所得の金額に係る部分に限る。及び第三百四十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四 第三百十四条の六、第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項、附則第五条第三项及び附则第五条の四第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額とあるのは、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得の金額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五项第二号中

五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用について

は、同条第一項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割並びに附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」とす

六 前各号に定めるものほか、第三百十七

条の二の規定による申告に関する特例その他第六項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二の二に次の三項を加える。
六 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に特定管理株式に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

附則第三十五条の二の二第一項中「この項及び次項」を「この条に「同条第一項各号」を「同項各号」に改め、「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の下に「(証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条並びに次条第一項及び第四項において同じ。)」を加え、「この条を「この項から第四項まで」に、「第八項」を「第五項」に改め、同条第二項中「それぞれの特定管理口座」の下に「第六項において「特定管理口座」という。」を加え、「次条第一項を「及び第六項、次条第一項及び第四項」に、「附則第三十五条の二の四第一項及び第二項を「附則第三十五条の二の四」に、「株式等を「同法第三十七条の二」に規定する株式等(第六項及び附則第十項に規定する株式等)」とす

三十五条の二の四において「株式等」という。」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 市町村民税の所得割の納稅義務者について、その有する特定管理株式が株式としての価値を失つことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第三十七条の十の二第一項各号に掲げる事が発生したときは、当該

事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をして、この項から第八項まで及び前条第六項から第十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

附則第三十五条の二の二に次の三項を加える。
六 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に特定管理株式に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対しても、附則第三十五条の二第六項前段に規定にかかる上場株式等に係る譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項の規定により読み替えられた同条第十項第三号の規定により読み替えられた第三百二十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・八に相当する額とする。

附則第三十五条の二の三に次の二項を加える。

7 第五項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の二第一項の確定申告書を含む。)に第五項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(このやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

8 第五項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二の三第一項中「附則第三十五条の二の六第二項」の下に及び第八項を加え、「同条第八項第三号」を「同条第五項第三号」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第三項中「附則第三十五条の二第八項」を「附則第三十五条の二第五項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち掲げる上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)について、附則第三十五条の二第六項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれら譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對しても、附則第三十五条の二の四第一項中「において「特定口座」といふに改め、「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、「同項第一号に規定する」を削り、同条第四項を次のように改める。

6 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に特定口座内保管上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對しても、附則第三十五条の二の四第一項中「において「特定口座」といふに改め、「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、「同項第一号に規定する」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に特定口座内保管上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對しても、附則第三十五条の二の四第一項中「において「特定口座」といふに改め、「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、「同項第一号に規定する」を削り、同条第四項を次のように改める。

5 信用取引等を行う市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合に、は、政令で定めるところにより、当該特定口

項の確定申告書を含む。第十九項において同じ。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。第十九項において同じ。)に限り、適用する。

市町村民税の所得割の納稅義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書(第十六項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市町村民税について連續してこれらの申告書(その提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第三十五条の二第六項後段の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該納稅義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納稅義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡(租税特別措置法第三十七条の十三の二第五項に規定する譲渡をいう。)したことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年

の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第十三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第六項から第九項まで並びに第三十五条の二の三第四項及び第五項の規定の適用については、附則第三十五条の二第六項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし。)」と、附則第三十五条の二の三第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」と、「同条第六項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第六項前段」とする。

第三百七十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者(同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第三項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第十三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものと

第三百一十七条の三の規定の適用がある場合における同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第三十七條の十三の二第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第二五項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第十六項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第十六項において準用する前条第四項」とする。

特定株式を平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納稅義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するもの)であつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限る。)をした場合における附則第三十五条の二第六項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第二十項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。)の二分の一に相当する金額とする。

前項の規定は、政令で定めるところにより同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百一十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

つき第十一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式を有する者がこれらを譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他第十一項及び第十三項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の三の二第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第七一条の五十一項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第三十五条の四第一項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、

同条第二項第一号中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に、「並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第四号中「第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項」を「第三十七条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第一項第一号」を加え、「同条第二項中の四第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第五項第三号」を「同項第二号及び同条第五项第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六

あるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の四の二第十項において準用する前条第四項」とする。

12 第七項から前項までに定めるものほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の五中「所得について同条第四項」を「所得(以下この条から附則第三十五条の五までにおいて「特定公的年金等控除額」という)を加え、同条に次の二項を加える。

2 平成十八年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)第一条の規定による改正前の所得税法第三十五条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下この条から附則第三十五条の五の三までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第七百三条の五第一項の規定については、前項の規定にかかるわらず、同条第一項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十二万円を控除した金額)」とする。

3 平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について計算した金額から二十八万円を控除した金額によるものとし、「と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

(平成十八年度における国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の五の二 平成十八年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき(第七百三条の四第八項に規定する市町村民税所得割額にあん分して同条第五項の所得割額を算定する場合(次項及び次条において「市町村民税所得割額算定方式による場合」という。)においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について平成十七年改正法附則第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。)における第七百三条の四第八項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、同条第八項中「合計額」とあるのは「合計額から三十二万円を控除した額」と、「の額」とあるのは「の額から九千円を控除した額」とする。

(平成十九年度における国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の五の三 平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき(市町村民税所得割額算定方式による場合を除く。)における第七百三条の四第八項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、同条第八項中「合計額」とあるのは「合計額から十六万円を控除した額」と、「の額」とあるのは「の額から一万円を控除した額」とする。

2 平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年の各年の合計所得金額が千万円以下のものである場合(市町村民税所得割額算定方式による場合においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について平成十七年改正法附則第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。)における第七百三条の四第八項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、同条第八項中「合計額」とあるのは「合計額から三十二万円を控除した額」と、「の額」とあるのは「の額から九千円を控除した額」とする。

(平成十九年度における国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の五の四 平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき(市町村民税所得割額算定方式による場合を除く。)における第七百三条の四第八項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、同条第八項中「合計額」とあるのは「合計額から十六万円を控除した額」と、「の額」とあるのは「の額から一万円を控除した額」とする。

附則第三十五条の六中「附則第三十三条の三第一項」を「附則第三十三条の三第五項」に改め

る。

附則第三十六条第一項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第四項」と、「並びに第七百六条の二」を「及び第七百六条の二」に改め、「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」とを削り、同条第二項を次のよ

所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第七百三条の五第一項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、同条第一項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について計算した金額から二十二万円を控除した金額)」とあるものとし、「と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

附則第三十五条の五の次に次の二条を加える。

(平成十八年度における国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の五の二 平成十八年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき(第七百三条の四第八項に規定する市町村民税所得割額にあん分して同条第五項の所得割額を算定する場合(次項及び次条において「市町村民税所得割額算定方式による場合」という。)においては、当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の市町村民税の所得割について平成十七年改正法附則第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。)における第七百三条の四第八項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、同条第八項中「合計額」とあるのは「合計額から三十二万円を控除した額」と、「の額」とあるのは「の額から九千円を控除した額」とする。

(平成十九年度における国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の五の三 平成十九年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき(市町村民税所得割額算定方式による場合を除く。)における第七百三条の四第八項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、同条第八項中「合計額」とあるのは「合計額から十六万円を控除した額」と、「の額」とあるのは「の額から一万円を控除した額」とする。

附則第三十五条の六中「附則第三十三条の三第一項」を「附則第三十三条の三第五項」に改め

る。

附則第三十六条第一項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第四項」と、「並びに第七百六条の二」を「及び第七百六条の二」に改め、「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」とを削り、同条第二項を次のよ

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第一項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項、第八項及び第七百六条の二第一項において控除後の短期譲渡所得の金額」という。)の合計額から第三百四条の二(第二項)と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」と、第七百三条の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」とする。

附則第三十七条の二中「附則第三十五条の四第一項」を「附則第三十五条の四第四項」に改める。

附則第三十九条第一項中「本条」を「この条」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「本

項」を「この項」に改める。

附則第三十九条の二第一項中「本条」を「この

条に改め、同条第五項中「六月」を「一年六月」に改め、同条第八項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第三十九条の三を次のように改める。

(独立行政法人等が行う出資に係る不動産取 得税等の非課税)

第三十九条の三 日本アルコール産業株式会社 法(平成十七年法律第三十二号)附則第七条の

規定により独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う出資に係る不動産又

は自動車の取得に対しては、不動産取得税又

は自動車取得税を課することができない。

2 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三

条第三項に規定する指定会社その他政令で定

める者が港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者により設立された民法第三十四条の財团法人で政令で定めるものの行う出資により

不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対しても、不動産取得税を課することがで

きない。

附則第四十条を削る。

別表第一 及び別表第一を削る。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出し中「平成十六年度から二十一年度まで」に、「地方税法附則第十八条の二」を「同法第一項に」を附則第十八条の二中「附則第三十五条の二第六項」に改める。

附則第三十七条の二中「附則第三十五条の四第一項」を「附則第三十五条の四第四項」に改め

る。

附則第三十九条第一項中「本条」を「この条」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「本

から第四項まで」に改める。

附則第十六項の見出し中「平成十六年度分及び平成十七年度分」を「平成十八年度分及び平成十九年度分」に改め、同項中「平成十六年度分及び平成十七年度分」を「平成十八年度分及び平成十九年度分」に改め、同条第十八項中「平成十八年度」に改め、同条第八項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第三十九条の三を次のように改める。

(独立行政法人等が行う出資に係る不動産取 得税等の非課税)

第三十九条の三 日本アルコール産業株式会社 法(平成十七年法律第三十二号)附則第七条の

規定により独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う出資に係る不動産又

は自動車の取得に対しては、不動産取得税又

は自動車取得税を課することができない。

2 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三

条第三項に規定する指定会社その他政令で定

める者が港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者により設立された民法第三十四条の財

團法人で政令で定めるものの行う出資により

不動産を取得したときは、当該不動産の取得

に対しても、不動産取得税を課することがで

きない。

附則第四十条を削る。

(所得譲与税法の一部改正)

第三条 所得譲与税法(平成十六年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一兆千百五十九億円」を「三兆九十四億円」に、「都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して」を「都道府県に対して二兆千七百九十四億円を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して八千三百億円をそれぞれに改める。

第三条を次のように改める。

(都道府県に対する譲与の基準)

第三条 所得譲与税は、各都道府県に対し、各

都道府県ごとに次の各号に掲げる額を合算した額を譲与するものとする。

一 六千六百九十五億四千万円に相当する額を、各都道府県の平成十七年度分の所得譲

与税の額にあん分した額

二 六千二百九十二億円に相当する額を、各

都道府県の平成十七年度分の税源移譲予定特例交付金(地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金をいう。)の額

にあん分した額

八千八百六億六千万円に相当する額を、

平成十七年度分の個人の道府県民税に係る

イ、口及びハに掲げる額を各都道府県ごと

に合算した額にあん分した額。

イ 各都道府県の所得割の納稅義務者(地

方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十五条第二項に規定する課税總

所得金額、課税退職所得金額又は課稅山

林所得金額の合計額(以下この号におい

て「課稅總所得金額等の額」という。)が七

百万円を超えるものに限る。)の数として

総務省令で定める数に七万円を乗じて得た額

□ 各都道府県の所得割の納稅義務者(課

稅總所得金額等の額が七百万円以下であ

るものに限る。)の課稅總所得金額等の額の二を乗じて得た額

ハ 各都道府県の所得割の納稅義務者(課

稅總所得金額等の額が七百万円を超える

ものに限る。)の課稅總所得金額等の額の額

総額として総務省令で定める額に百分の一を乗じて得た額

第五条を削る。

第四条第一項中「次の表の上欄に掲げる時期に、都道府県に対して譲与すべきものにあつては、それぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を、市町村に対して譲与すべきものにあつては、それぞれ当該下欄に定める額」を「九月及び三月(以下「譲与時期」という。)に、各都道府県及び各市町村に對して当該年度に譲与すべき額」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「前項に規定する」を削り、同条を第五条とし、

第三条の次に次の一条を加える。

(市町村に対する譲与の基準)

第四条 所得譲与税は、各市町村に對し、各

町村ごとに次の各号に掲げる額を合算した額

を譲与するものとする。

一 四千四百六十三億六千万円に相当する額

を、各市町村の平成十七年度分の所得譲与税の額にあん分した額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

イ 各市町村の所得割の納稅義務者(地方税法第三百十四条の三)第三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の合計額(以下この号において「課税総所得金額等の額」という。)が二百万円を超えて七百万円以下であるものに限る)の数として総務省令で定める数に十万円を乗じて得た額

ロ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超える金額であるものに限る)の数として総務省令で定める数に二十四万円を乗じて得た額

ハ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が二百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の三を乗じて得た額

二 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額が二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

イ 各市町村の所得割の納稅義務者(地方税法第三百十四条の三)第三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の合計額(以下この号において「課税総所得金額等の額」という。)が二百万円を超えて七百万円以下であるものに限る)の数として総務省令で定める数に十万円を乗じて得た額

ロ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超える金額であるものに限る)の数として総務省令で定める数に二十四万円を乗じて得た額

(施行期日)

る額に、「官報で公示された最近の国勢調査の結果による市町村の人口」を「所得譲与税法第四条各号に掲げる額」に改める。

附 則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七百条の二十二の三の改正規定並びに同法附則第十五条第二十八項から第三十項までの改正規定及び同条に三項を加える改正規定(同条第五十七項に係る部分に限る)並びに附則第十三条第二十三項及び第二十四項の規定 平成十八年六月一日

二 第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定並びに同法附則第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに附則第九条及び第十七条の規定 平成十八年七月一日

三 第一条中地方税法第十七条の六の改正規定、同法第七十二条の四第三第四項の改正規定(「有限会社」を「合同会社」に改める部分を除く)、同法第七十二条の四第一項第四号及び第四号の四から第四号の七までの改正規定、同項第五号の改正規定(第四号の七までを「第四号の四まで、第四号の七に改める部分に限る。」に改め、同項第六号を削る改正規定並びに附則第十三条第二項に係る部分に限る)、同法第二百四十八条第二項の改正規定(同項第九号、第十一号の三、第十一号の四、第三十六号、第三十七号及び第三十九号の改正規定を除く)、同法第五百八十六条第二項第四号の五及び第七百一条の三、第十四第三項第十号の四から第十号の七までの改正規定並びに附則第七条第五項、第八条第二項及び第三項、第十三第三項から第五項まで並びに第十九条第二項の規定 平成十八年十月一日

五 第一条中地方税法第三十二条第九項、第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三十五条第一項並びに第十三項、第三十七号に係る部分に限る)の課税総所得金額等の額が二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額を二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

イ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の二を乗じて得た額

ロ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

ハ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額の合計額(以下この号において「課税総所得金額等の額」という。)が二百万円を超えて七百万円以下であるものに限る)の数として総務省令で定める数に十万円を乗じて得た額

二 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超える金額であるものに限る)の数として総務省令で定める数に二十四万円を乗じて得た額

五 第一条中地方税法第三十二条第九項、第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三十五条第一項並びに第十三項、第三十七号に係る部分に限る)の課税総所得金額等の額が二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額を二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

イ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の二を乗じて得た額

ロ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

ハ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額の合計額(以下この号において「課税総所得金額等の額」という。)が二百万円を超えて七百万円以下であるものに限る)の数として総務省令で定める数に十万円を乗じて得た額

二 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超える金額であるものに限る)の数として総務省令で定める数に二十四万円を乗じて得た額

害保険業を「及び保険業に改める部分を除く。」同条第四項第一号ハ及び二、第二号並びに第三号の改正規定、同法第七十三条の十四、第九十条、第九十一条、第二百七十八条、第二百七十九条、第三百一十七条の二第五項、第三百二十八条の三、第三百二十八条の四十一、第三百二十八条の十二、第四百八十三条、第四百八十四条、第五百三十六条、第五百三十七条、第六百九条、第六百十条、第六百八十八条、第六百八十九条、第六百九十九条の二十一、第六百九十九条の二十二、第七百条の三十三、第七百条の三十四、第七百一条の十二、第七百一条の十三、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二、第七百二十一条、第七百二十二条、第七百三十三条の十八及び第七百三十三条の十九の改正規定、同法附則第七条並びに第八条第七項及び第八項の改正規定、同法附則第三十五条の二第二項の改正規定(「除く。」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額を加える部分に限る。」並びに同法別表第一及び別表第二を削る改正規定並びに附則第四条、第五条第三項及び第十四項並びに第十一条第三項及び第十一項の規定 平成十九年一月一日

五 第一条中地方税法第三十二条第九項、第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三十五条第一項並びに第十三項、第三十七号に係る部分に限る)の課税総所得金額等の額が二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額を二百万円を超えて七百万円以下の金額であるものに限る)の課税総所得金額等の額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

イ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額の総額として総務省令で定める額に百分の二を乗じて得た額

ロ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額を合算した額から二及びホに掲げる額を控除した額(控除した額が零を下回る場合には、零とする)にあん分した額。

ハ 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超えるものに限る)の課税総所得金額等の額の合計額(以下この号において「課税総所得金額等の額」という。)が二百万円を超えて七百万円以下であるものに限る)の数として総務省令で定める数に十万円を乗じて得た額

二 各市町村の所得割の納稅義務者(課税総所得金額等の額が七百万円を超える金額であるものに限る)の数として総務省令で定める数に二十四万円を乗じて得た額

(過少申告加算金及び不申告加算金に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第七十一条の十四、第七十二条の三十五、第七十一条の五十五、第七十一条の四十六、第七十四条の二十三、第九十条、第二百七十八条、第七十四条の二十三、第九十条、第二百八十三条、第五百三十六条、第六百九十三条、第六百八十八条、第六百九十九条の二十、第七百条の三十三、第七百一条の十二、第七百一条の六十一、第七百二十二条及び第七百三十三条の十八の規定は、平成十九年一月一日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第五条 新法附則第三条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第一項第十一号及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十七条並びに附則第五条第一項、第六条第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十五条の二の三第一項並びに第三十五条の四第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の道府県民税については、第九項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新法の規定中分離課税に係る所得割(新法第五十条の二の規定によって課する所得割をいいます。以下この項及び次条第一項において同じ。)に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定

する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第三十四条第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 個人の道府県民税の所得割の納稅義務者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等(第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等であつて、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十五年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期(これらの期間の定めのないものにあっては、その効力を生ずる日)が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に係る損害保険料(同号に規定する損害保険料をいいう。以下この項において同じ。)を支払った場合に於ける金額として、同号に規定する損害保険契約等に定める金額と同一の金額に相当する。

6 前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の道府県民税に関する規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

8 新法第三十七条の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第四十七条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の道府県民税(同年度以前において賦課決定をされたものに限る。)に係る徴収取扱費については、なお従前の例によ

る。損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払つた」と、同条第七項中「同項第五号の三」とあるのは「同項第五号の三(地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律

第号)附則第五条第五項において適用する場合を含む。」とする。

一 前年中に支払つた地震保険料等(新法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震保険料(以下この項において「地震保険料」という。)及び長期損害保険契約等に係る損害保険料(以下この項において「旧長期損害保険料」という。)をいう。以下この項において同じ。)に係る契約のすべてが同号に規定する損害保

険契約等(以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。)に該当するものである場合、その支払つた当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額(前年中ににおいて損害保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金を支払う旨の特約のある契約その他の政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十五年以上のものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期(これらの期間の定めのないものにあっては、その効力を生ずる日)が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に係る損害保険料(同号に規定する損害保険料をいいう。以下この項において同じ。)を支払つた場合に於ける金額として、同号に規定する損害保険契約等に定める金額と同一の金額に相当する。

二 前年中に支払つた地震保険料等に係る契約の二分の一に相当する金額(その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)

三 前年中に支払つた地震保険料等に係る契約のうちに第一号に規定する契約と前号に規定

する契約とがある場合、その支払つた第一号

に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額と、その支払つた前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額(当該合計額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)

四 前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の长期損害保

害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

五 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の道府県民税に関する規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

六 前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の长期損害保

害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

七 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の道府県民税に関する規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

八 新法第三十七条の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

九 新法第四十七条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の道府

県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八

年度以前の年度分の個人の道府県民税(同年度以前において賦課決定をされたものに限る。)に

係る徴収取扱費については、なお従前の例によ

る。損害保険又は共済金とあるのは「損害保険若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払つたとあるのは「又は地方税又は共済」とあるのは「保險若しくは共済」と、新法の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)附則第五条第五項に規定する長期損害保険料の金額の合計額、当該旧長期損害保険料の金額の合計額

が五千円を超える場合にあつては五千円にそ
の超える金額(その金額が一万円を超えると
きは、一万円)の二分の一に相当する金額を
支払うべき退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用
し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離
課税に係る所得割については、なお従前の例に
よる。

10 新法第七十七条の四十七第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき配当
割(新法第二十三条第一項第三号の三に掲げる
配当割をいう。)に係る交付金(以下この項にお

いて「市町村交付金」という。)について適用し、

平成十八年度までに市町村に対し交付する市町

村交付金については、なお従前の例による。

- 11 新法第七十七条の六、第七第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割(新法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。)に係る交付金(以下この項において「市町村交付金」という。)について適用し、平成十八年度までに市町

村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例による。

12 平成十八年度分の個人の道府県民税に限り、附則第十一条第九項の規定の適用を受ける者に係る当該年度分の道府県民税に関する申告書の提出期限については、新法第四十五条の二第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十八年四月三十日」とする。

13 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府

県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税について適用する。なお従前の例による。

- 14 新法附則第八条第七項の規定は、平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例によ

る。

道府県は、平成十九年度分の個人の道府

県民税に限り、当該道府県民税の所得割の納稅義務者のうち、当該納稅義務者の同年度分の個

人の道府県民税に係る新法第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額(以下この項にお

いて「合計課税所得金額」という。)が、新法第三十七条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えるか、かつ、当該納稅義務者の平成二十年度分の個人の道府県民税に係る合計課税所得金額、新

法附則第三十四条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新法附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新法附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得等の金額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額

(同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額(同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第一条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用について

は、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額と、新法及

び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分(新法第三十七条の三の規定を除く。)を適用した場合における当該納稅義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第二条第五項の規定による所得割の額」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する道府県民税の所得割の納稅義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日(同月一日以後において同一期間の規定の適用を受けることとなつた者については、当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日)までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に

(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額するものとする。

1 当該納稅義務者の平成十九年度分の新法第三十五条の規定による所得割の額から新法第三十七条の規定による控除額を控除した金額

個人の道府県民税に係る新法第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から新法第三十七条の規定による控除額を控除した金額

個人の道府県民税に係る新法第三十五条第二項に規定する課税退職所得金額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付しなければならない。

2 前二項の規定によって市町村長が還付し、又は充当した金額は、新法第四十七条第一項第二号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 第七条別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を含む)に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

4 (事業税に関する経過措置)

第七条別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を含む)に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

5 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納稅義務者が第一項の規定を適用することができる。

6 市町村長は、第一項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徵収された所得

割の額、新法第三十七条の三の規定により控除された額及び新法第三百四十四条の八第二項の規定により個人の道府県民税に充當された額

の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付しなければならない。

7 前二項の規定によって市町村長が還付し、又は充当した金額は、新法第四十七条第一項第二号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

8 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納稅義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徵収金があるときは、同項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

9 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納稅義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徵収金があるときは、同項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

10 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納稅義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徵収金があるときは、同項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

11 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納稅義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徵収金があるときは、同項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

12 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納稅義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徵収金があるときは、同項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

13 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納稅義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徵収金があるときは、同項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

14 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納稅義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徵収金があるときは、同項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

3 新法第七十七条の二十三第一項及び第七十二条の四十九の八第一項の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第一項又は第七十二条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の規定、同条第三項の規定(税率に係る部分に限る。)並びに新法附則第九条の二の規定並びに新法附則第一号ハ及び一、第二号並びに第三号の規定並びに新法附則第九条の二の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する事業税並びに同日以後に開始する事業税並びに同日以後に開始した計算期間に係る法人の事業税及び同日以前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日以前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の四十三第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 障害者自立支援法(平成十七年法律第百三号)附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営ができることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援助施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることが可能のこととされた同項に規定する知的障害者援護施設及

び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をことができる」とが定められた同条に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する不動産の取得に対し課すべき不動産取得税について適用する。得税については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、新法第七十三条の四第一項第四号の四の規定を適用する。

3 平成十八年十月一日前の旧法第七十三条の四第一項第四号の四から第四号の六までに規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税について

4 附則第一条第九号に定める日前の旧法第七十条の四第一項第二十一号及び附則第十一条第六項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第九号に定める日前の旧法第七十条の四第一項第二十一号及び附則第十一条第六項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税について

5 附則第一条第十号に定める日前の旧法第七十三条の四第一項第三十二号及び第三十三号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 附則第一条第十号に定める日前の旧法第七十三条の四第一項第三十二号及び第三十三号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税について

6 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部を改正する等の法律第一条による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第二項において準用する土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百四十二条第一項の規定により保留地を取得した場合における当該保留地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 中心市街地における市街地の整備改善及び商

四第六項に規定する不動産の取得に対し課する不動産取得税については、なお従前の例による。十条第三項に規定する不動産の取得に対し課する不動産取得税については、なお従前の例による。

9 附則第一条第八号に定める日前の旧法附則第十一项第十五項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中、敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区的うち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの(以下この項において「特定地区」という。)の区域内にある場合において、当該被災家の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地区的区域内に」とあるのは、「所有者その他の政令で定める者が」ととする。

10 新法附則第十一条第十五項に規定する代替家

屋の取得が施行日から平成十七年十二月三十日までの間ににおいて、新法第七十三条の十日までの間に新法第七十三条の十四第八項、第十項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十二項に規定する交換分合によって失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法附則第十一条第三項に規定する交換によって土地が失われた場合、新法附則第十二条の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十八年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十二条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されない場合には、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に新法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十二条の四第三項の規定の適用

11 旧法附則第十二条の二の規定は、住宅以外の

家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

12 新法附則第十二条の二の規定は、

十八年法律第号第三条による改正前の相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第四十三条第五項の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得に対して課す不動産取得税については、なお従前の例による。次項に定めるものを除き、新法附則第十二条の五第三項の規定は、平成十八年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十二条の四第三項の規定の適用

は第十二項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十二条の三第三項又は附則第十二条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対し課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対し課する不動産取得税については、なお従前の例による。

14 平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十日までの間ににおいて、新法第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十二項に規定する交換分合によって失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法附則第十一条第三項に規定する交換によって土地が失われた場合、新法附則第十二条の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十八年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十二条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されない場合には、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に新法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十二条の四第三項の規定の適用

については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第五条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」として得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第五条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とす

前項の規定により読み替えて適用される新法
第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十一項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適

十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一項第三項又は附則第十二条の四第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第九条 平成十八年七月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた道府県たばこ税については、なお従前の例による。

販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第号)附則第百五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道府県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき百五円

二 新法附則第十二条の二第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき五十円

前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

| | | | | |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| | | | | |
| 第七十四条の四第二項 前項 | 第七十四条の十二第一項 前項 | 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書 | 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書 | 平成十八年改正法附則第九条第三項の規定によつて申告書 |
| 第七十四条の二十二第三項 第七十四条の二十一第三項及び第七十四条の二十二第一項 | 第七十四条の十二第二項 第七十四条の二十第一項 第七十四条の二十一第一項 第七十四条の二十一第一項 | 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する | 平成十八年改正法附則第九条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する | 平成十八年改正法附則第九条第三項の規定によつて申告書 |
| 第七十四条の二十二第三項 第七十四条の二十一第三項及び第七十四条の二十二第一項 | 第七十四条の十第一項又は第三項 | 経過する日 | 平成十八年改正法附則第九条第三項 | 平成十八年改正法附則第九条第三項 |
| 第七十四条の二十二第三項 第七十四条の二十一第三項及び第七十四条の二十二第一項 | 第七十四条の十第一項又は第三項 | 経過する日(当該経過する日が平成十九年一月四日前である場合には、同日) | 平成十八年改正法附則第九条第五項 | 平成十八年改正法附則第九条第五項 |

販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸販売業者等である場合には当該製造たばこの貯

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第号)附則第一百五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、

平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。

第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののはほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中道府県たばこ税に関する部分(新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。)を適用する。

7 銀売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該銀売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該銀売販売業者等に還付する。この場合において、当該銀売販売業者等が新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めることにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
(自動車税に関する経過措置)

第十一条 新法の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十二条 新法附則第三条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十四条の二第一項第五号及び第四条の六並びに附則第五条第三項、第六条第五項、第三十四条第四項、第三十四条の二第四項、第三十四条の三第三項、第三十五条第五項及び第七項、第三十五条の二第六項、第三十五条の二の三第四項並びに第三十五条の四第四項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の

例による。

3 新法の規定中分離課税に係る所得割(新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割をいふ。以下この項及び次条第一項において同じ。)に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、同号中

「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払つた」とあるのは「又は地方税法附則第四十条第五項の規定は、適

用しない。

4 新法第三百四十四条の二第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の規定

は、平成二十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例によ

る。

5 個人の市町村民税の所得割の納稅義務者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等(旧法第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する損害保険契約等であつて、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の規定による損害保険契約等に係る地震保険料の合計額(前年中に係る損害保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻しを受けた割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額(地震保険料に係る部分の金額に限る。)を控除した残額。第三号において同じ。)の二分の一に相当する金額(その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)

6 前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め

る。

二 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合、その支払った旧長期損害保

の規定により控除する金額は、同号の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて該各号に定める金額として、同項第五号の三の規定を適用する。この場合において、同号中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは掛金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払つた」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)附則第十一条第五項に規定する損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払つた」と、同条第七項中「同項第五号の三」とあるのは「同項第五号の三(地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)附則第十一条第五項において適用する場合を含む。)」とする。

一 前年中に支払った地震保険料等(新法第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する地震保険料(以下この項において「地震保険料」という。)及び長期損害保険契約等に係る損害保険料(以下この項において「旧長期損害保険料」という。)をいう。以下この項において同じ。)に係る契約のすべてが同号に規定する損害保険契約等(以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。)に該当するものである場合、その支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の合計額(前年中に係る損害保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受けた割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額(地震保険料に係る部分の金額に限る。)を控除した残額。第三号において同じ。)の二分の一に相当する金額(その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)

料の金額の合計額(前年中ににおいて長期損害保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この号及び二万五千円を超える場合には、二万五千円)以下である場合、その支払った当該旧長期損害保険料の金額の合計額、当該旧長期損害保険料の金額の合計額が五千円を超える場合には、五千円にその超える金額(その金額が一万円を超えるときは、一万円)の二分の一に相当する金額を加算した金額

施行日の前日において旧法附則第三条の三第四項の規定に該当する者であり、かつ、旧法第三百十七条の二第一項ただし書の規定により平成十八年一月一日現在の住所所在地の市町村長に対し当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要しなかつた者(当該市町村における同項ただし書に規定する条例で定めるものに限る)で、施行日において新たに当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要することとなるものに係る新法第三百十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十八年四月三十日」とする。

10 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

11 新法附則第八条第七項の規定は、平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えるか、当該納稅義務者の平成二十年度分の個人の市町村民税に係る合計課税所得金額、新法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、新法附則第三十五条に規定する課税短期譲渡所得金額、新法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雜所得等の金額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同条第一項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とあるの(同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合は、零とする)を、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割を除く。)の額から第二号に掲げる金額を控除した金額

二 当該納稅義務者の平成十九年度分の個人の市町村民税に係る新法第三百十四条の三第二項に規定する課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額について(合計課税所得金額)という。が、

新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えるか、当該納稅義務者の平成二十年度分の個人の市町村民税に係る合計課税所得金額、新法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、新法附則第三十五条に規定する課税短期譲渡所得金額、新法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雜所得等の金額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同条第一項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合は、零とする)を、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割を除く。)の額から第二号に掲げる金額を控除した金額

二 当該納稅義務者の平成十九年度分の個人の市町村民税に係る新法第三百十四条の三第二項に規定する課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額について(合計課税所得金額)という。が、

四十四条第五項の規定により読み替えた旧法第三百十四条の三第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第五項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額と、「新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同条第一項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第五項の規定による所得割の額」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する市町村民税の二の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額及び新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合は、零とする)を、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割を除く。)の額から第二号に掲げる金額を控除した金額

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後には、当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後には、当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後には、当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

5 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営を行うことができることされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営を行うことができることされた同項に規定する精神障害者社会復帰施設に対しても課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみ

| | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | なして、新法第三百四十八条第二項第十号の四の規定を適用する。 |
| 7 | 新法第三百四十八条第二項第三十六号の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年の翌年の一月一日(当該定める日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度(以下この項及び第八項において「適用年度」という)以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する固定資産に対して課する適用年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 8 | 附則第一条第十号に定める日の前日までに取得された旧法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 9 | 新法第三百四十九条の三第二十三項の規定は、適用年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定する固定資産に対して課する適用年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 10 | 新法第三百四十九条の三第三十一項の規定は、平成十九年四月一日以後に取得される同項に規定する土地に対して課すべき平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十一項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 11 | 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第一号及び第三号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 12 | 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 13 | 平成十七年六月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 14 | 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 15 | 平成十七年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に設置された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 16 | 昭和五十六年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十三項に規定する救急医療用機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 17 | 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 18 | 平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 19 | 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 20 | 平成十二年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一号及び第三号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 21 | 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 22 | 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第五条第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 23 | 平成十三年四月一日から平成十八年五月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十八項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 24 | 平成十七年四月一日から平成十八年五月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 25 | 平成十六年四月一日から平成十八年五月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 26 | 平成十六年四月一日から平成十八年五月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 27 | 平成十一年一月二日から平成十八年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 28 | 平成十一年十一月一日から平成十八年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |
| 29 | 平成四年一月一日から平成十八年三月三十日までの間に新築された旧法附則第十六条第三项に規定する第一種中高層耐火建築物である貸住宅及び平成五年一月二日から平成十八年三月三十日までの間に新築された旧法附則第十六条第三项に規定する第一種中高層耐火建築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 |

二、第十九条の四、第二十五条第一項、第二十五条の二又は第二十七条の二の規定の例により仮に算定した当該宅地等又は市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等又は市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等又は市街化区域農地に係る平成十八年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税又は都市計画税が当該宅地等又は市街化区域農地に係る平成十八年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充當しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等又は市街化区域農地については旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条の四、第二十五条第一項、第二十五条の二又は第二十七条の二の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮

に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充當するものであること。

3 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等又は市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等又は市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第五条 市町村は、平成十八年度から平成二十一年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三及び第二十五条の三の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第七項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係る賦課期日において、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれと同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成十八年度の宅地等にあつては平成十九年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれと同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成十九年度の宅地等にあつては平成二十年度、平成二十一年度の宅地等にあつては平成十九年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれと同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成十九年度の宅地等にあつては平成二十一年度分、平成二十一年度の宅地等にあつては平成二十一年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれと同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

4 第一項の場合には、平成十八年度から平成二十一年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条、第十八条及び前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、平成十八年度から平成二十一年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第七項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第一号から第三号まで」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十一条」と、「附則第十八条第七項第三号」とあるのは「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第三号」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、前項中「第十八条及び」とあるのは「第二十五条及び」とあるのは「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第三号」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、前項中「第十八条及び」とあるのは「第二十五条及び」と読み替えるものとする。

第六条 市町村は、平成十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第二十七条の五第一項の規定にかかるわらず、新法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書に、新法附則第二十七条の五第一項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額を記載しないことができる。

第七条 平成十八年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた市町村たばこ税については、なお從前の例による。

2 指定日前に地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第四百六十五条第一項に規定する卸売

| | | |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第号)附則第百五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したもののみにして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村における市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。 |
| | | 二 新法附則第三十条の二第二項に規定する紙一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く) 千本につき三百二十一円二 新法附則第三十条の二第二項に規定する紙卷たばこ 千本につき百五十二円 |
| | | 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第一項についての規定による申告書) |
| | | 4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第九条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第号)附則第五百五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。 |
| | | 5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。 |
| | | 6 第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中市町村たばこ税に関する部分(新法第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定による申告書を除く)を適用する。 |
| | | 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、新法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、 |
| | | 8 第四百七十五条第一項 第四百七十三条第一項又は第四百七十七条の規定によつて申告書 |
| | | 9 平成十九年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合」を百分の百七を乗じて得た割合」とする。 |
| | | 10 平成二十年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合」を百分の百三を乗じて得た割合」とする。 |
| | | 第十一条 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対しても課すべき自動車取扱税について適用し、施行日前の自動車の取得に対しても課する自動車取得税については、なお従前の例による。 |
| | | 第十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の |

規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十八年前の年分の個人の事業及び平成十八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をことができる」とされた同條に規定する精神障害者社会復帰施設については、これらの施設を同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設とみなして、新法第七百一条の三十四第三項第十号の四の規定を適用する。

3 平成十一年一月二日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百十一号）第十四条の規定は、平成十八年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。（政令への委任）

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十五条 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のよう改正する。

第二条中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改訂）

第二十六条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二第九項中「附則第五条の三第一項」を附則第五条の三に改める。

第三条の二の二第一項中「附則第五条の三第三項」を「附則第五条の三」に改め、同条第五項第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条」に改め、同項第五号中「第三百三十七条の三及びを第三百三十七条から第三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一）を五分の二に、百分の一・六を百分の二に、百分の一を百分の一・二に改め、同項第一項」を同項第七号とし、同条第十五項中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第八項 第二項 第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百三十七条」に改め、同項第五号中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第八項 第二項 第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百三十七条」に改め、同項第五号中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第八項 第二項 第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百三十七条」に改め、同項第五号中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第八項 第二項 第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百三十七条」に改め、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第十五項中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第八項 第二項 第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百三十七条」に改め、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第十五項中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第八項 第二項 第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百三十七条」に改め、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第十五項中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第八項 第二項 第二号中「並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百三十七条」に改め、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第十五項中「第三百三十七条の三まで、」に改め、「附則第五条第一項」の下に「及び附則第五条の四第一項」を加え、「同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号」とし、同条第六項中「百分の三十二（同日までに支

第十五項」と、「の下に「同条第三項中」を加え
る。

第五条第一項中「第三百四十四条の六第一項」を
「第三百四十四条の四第一項」に改める。
(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及
び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に
伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による改正後の租税条約
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法
の特例等に関する法律第三条の二の二第六項又
は第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度
分の個人の道府県民税又は市町村民税について
適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民
税又は市町村民税については、なお従前の例に
よる。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第二十八条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭
和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように
改正する。

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

附則中第三項及び第四項を削り、第五項を第
三項とし、同項の次に次の二項を加える。

(帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に
有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の
本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日
から平成二十一年三月三十日までの間にお
いて譲渡した場合において、当該譲渡した不
動産に係る第十六条第一項に規定する固定資
産課税台帳に登録された価格(当該価格が登
録されていない場合には、東京都知事
が地方税法第三百八十八条第一項の固定資
産評価基準(当該不動産が同法附則第十七条の
二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土
地である場合には、同法第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第
十七条の二第一項の修正基準)によつて決定
した価格)中に同法附則第十一条の五第一項
に規定する宅地評価土地の価格があるとき
に

おける第十六条第一項の規定の適用について
は、同項中「登録された価格」とあるのは「登
録された価格のうち地方税法(昭和二十五年
法律第二百一十六号)附則第十二条の五第一
項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分
の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部
分の価格の二分の一に相当する額を加算して
得た額」と、「地方税法(昭和二十五年法律第
二百一十六号)」とあるのは「同法」と、「決定
した価格」とあるのは「決定した価格のうち同
法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評
価土地の部分以外の部分の価格に相当する額
に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一
に相当する額を加算して得た額」とする。

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)

第十六条第一項の規定により東京都知事が
不動産の価格を決定する場合において、当該
不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又
は第二項の規定の適用を受ける土地であると
きにおける第十六条第一項の規定の適用につ
いては、同項中「第三百八十八条第一項の固
定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第
十七条の二第一項の修正基準」とする。

附則第八項を削る。

(旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備
のための国の財政上の特別措置に関する法律の
一部改正)

法律(平成十三年法律第十四号)附則第四条第二
項の規定によりなお努力を有するものとされる
ための国との財政上の特別措置に関する法律(昭
和四十年法律第七十三号)の一部を次のように
改正する。

第四条第二項中「同条の規定により算定した
を「その算定の基礎となつた」に、「特別とん讓
与税」を「所得譲与税」特別とん譲与税」に改め
る。

る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十条 地方税法等の一部を改正する法律(平
成十七年法律第五号)の一部を次のように改正
する。

附則第二条第五項中「から前条まで」を「及び
前二条」に改める。

附則第六条第五項中「第三百四十四条の四及
び前条」を「及び前二条」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律の一部改正)

第三十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百
二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中地方税法附則第十五条に「一項を
加える改正規定を次のように改める。

附則第十五条に次の二項を加える。

59 郵便事業株式会社が所有する郵政民営化

法(平成十七年法律第九十七号)第七十条第七
項の規定により日本郵政公社が行う出資
に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法
第三条に規定する業務の用に供するもので
政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が
所有する郵政民営化法第七十九条第七項の
規定により日本郵政公社が行う出資に係る
固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第
一項及び第二項に規定する業務の用に供す
るもので政令で定めるものに対して課する
固定資産税又は都市計画税の課税標準は、
第三百四十九条、第三百四十九条の二又は
第七百二条第一項の規定にかかわらず、平
成二十年度から平成二十四年度までの各年
度分の固定資産税又は都市計画税に限り、
当該固定資産に係る固定資産税又は都市計
画税の課税標準となるべき価格の二分の一
の額とする。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(総務省設置法の一部改正)

法律(平成十三年法律第二百一十六号)附則第
二条第一項の規定によりなお努力を有するものとされる
ための国との財政上の特別措置に関する法律(昭
和四十年法律第七十三号)の一部を次のように
改正する。

第三十二条 総務省設置法(平成十一年法律第九
十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第三号を削り、同項第四号
を同項第三号とする。

附則第五条中「道路交通法(昭和三十五年法
律第百五号)及び所得譲与税法(平成十六年法律
第二十六号)」を「及び道路交通法(昭和三十五年
法律第二百五号)」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第三十三条 財務省設置法(平成十一年法律第九
十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「あるのは」を「あるのは」に改
め、「譲渡割」との下に「「徵収」とあるのは
「徵収並びに同法附則第五条の四第十二項の規
定による通知」と」を加える。

理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的
な経済社会の活性化を実現するためのるべき税
制の構築に向けた改革の一環として、個人の所得
課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を
行うための個人住民税の税率の見直し、定率減税
の廃止、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率
の引下げ措置の延長、平成十八年度の固定資産税
の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市
計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率の
引上げ等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置
の整理合理化等を行うこととし、あわせて所得譲
与税の増額等について所要の改正を行う必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

法律(平成十三年法律第二百一十六号)附則第
二条第一項の規定によりなお努力を有するものとされる
ための国との財政上の特別措置に関する法律(昭
和四十年法律第七十三号)の一部を次のように
改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「及び平成十六年度」を「平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同項第九号中「昭和五十九年度から平成十六年度まで」を「昭和六十年度から平成十七年度まで」に改め、同項第十号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同項第十二号、第十三号及び第十五号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同表市町村の項第九号中「及び平成十六年度」を「平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同項第十号中「昭和五十九年度から平成十六年度まで」を「昭和六十年度から平成十七年度まで」に改め、同項第十一号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同項第十三号、第十四号及び第十六号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同条第二項の表第四十五号中「及び平成十六年度」を

「平成十六年度及び平成十七年度」に改め、同表第四十六号中「昭和五十九年度から平成十六年度まで」を「昭和六十年度から平成十七年度まで」に、「昭和五十九年度から平成十四年度まで」を「昭和六十年度から平成十四年度まで」に、「並びに平成十五年度及び平成十六年度を「及び平成十五年度から平成十七年度までの各年度」に改め、同表第四十七号中「昭和五十九年年度」を「昭和六十年度」に改め、同表第四十九号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同表第五十号中「平成十六年度まで」を「平成十七年度まで」に、「及び平成十六年度」を「平成十六年度まで」に、「平成十六年度において」を「平成十六年度及び平成十七年度において」に改める。

四号中「六百一億円」を「六百八十六億円」に改め、同項第六号中「三兆一千六百四十一億円」を「七千二十九億円」に改め、同項第七号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第九号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第十号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「五兆九百四十七億七千七百万円」を「五兆六千三百九十一億七千七百万円」に改め、同項第九号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第十一号中「平成十六年度」に「平成十七年度」に、「平成十六年度から平成三十一年度まで」を「平成十九年度から平成三十三年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十六年度」に「平成十七年度」に、「平成十六年度から平成十三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「四兆三千八百億千二百万円」を「五兆九百四十七億七千七百万円」に改め、同項第十四号中「平成十六年度」に改め、同項第十五号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「六千五百九十一億円」を「六千七百七十三億円」に改め、同条第二項中「平成十七年度分」を「平成十八年度分」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第五項中「について」は「の下に」「過去における交付税の総額を確保するための借入金の償還財源として」を加え、同条第六項中「については」の下に「平成二十一年度の税制改正に関する国税の減少による交付税の総額の減少を補うための借入金の償還財源として」を加え、同項の表中「三千五百七十三億円」を「三千九百五十五億円」に、「三千九百三十二億円」を「四千三百八億円」に、「四千三百二十四

「億円」を「四千七百三十七億円」に、「四千七百五十三億円」を「五千二百八億円」に、「五千二百一十九億二千九百万円」を「五千七百一十九億二千九百万円」に、「四千四百二十一億八千八百万円」を「四千九百七十一億八千八百万円」に、「三千五百十七億六千五百万円」を「四千三百一十二億四千百万円」に、「二千五百八十六億三千四百万円」を「三千二百五十二億三千四百万円」に、「四百七十四億六千五百万円」を「二千二百六億六千五百万円」に、「二百三十億円」を「千三十五億円」に改め、同条第七項中「については」の下に「平成十五年度において行われた国との補助金及び負担金の見直しに伴う地方団体の減収額を補うための借入金の償還財源として」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「三十三百六十四億七千五百六十二万二千円」を「二千六百九十二億七千五百六十二万二千円」に、「九百九十一億八十九万七千円」を「七百九十三億八十九万七千円」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「平成十八年度から」を「平成十九年度から」に改め、「平成十八年度にあつては第一項の額に同年度において第二項から第四項までの規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」を削り、「第六項までの規定により加算される額及び同表」を「第六項までの規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」に改め、「とし、平成三十三年度にあつては第一項の額に同年度において第二項第三項第五項及び第六項の規定により加算される額を加算し及ぶ額」を削り、同項の表を次のように改める。

| 年 度 | 金額 |
|---------|-------------------|
| 平成十九年度 | 五千五百十七億千四百八十八万九千円 |
| 平成二十一年度 | 六千八百九十九億円 |
| 平成二十二年度 | 七千二十七億円 |
| 平成二十三年度 | 六千四百七十五億円 |
| 平成二十四年度 | 六千十六億円 |
| 平成二十五年度 | 五千三百四十八億円 |
| 平成二十六年度 | 四千六百六十四億円 |
| 平成二十七年度 | 四千四十六億円 |
| 平成二十八年度 | 三千三百七十八億円 |
| 平成二十九年度 | 二千八百三十二億円 |
| 平成三十一年度 | 二千二百五十四億円 |
| 平成三十二年度 | 一千七百二十三億円 |
| 平成三十三年度 | 一千百六十九億円 |
| | 五百八十八億円 |

附則第四条の二第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

| 年 度 | 金額 |
|---------|--------|
| 平成十九年度 | 二千六百億円 |
| 平成二十一年度 | 二千億円 |
| 平成二十一年度 | 一千四百億円 |

附則第四条の二第三項を削る。

附則第四条の二第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、「経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)」の施行による所得税及び法人税の減少並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)の施行によるたばこ税による交付税の総額の減少を補うため」及び「附則第四条の二第六項の表に定める金額に」を削り、同条第二項中「附則第四条の二第十項」を「附則第四条の二第十一項」に改め、同条を附則第六条の三とする。

附則第六条第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項の表中「平成七年度、平成八年度及び平成十六年度」を「平成十六年度」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

| 測定単位の数値の算定の基礎 | 表示単位 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額 | 千円 |

附則第六条の三の見出し中「平成十七年度及び平成十八年度の各年度分」を「平成十八年度分」に改め、同条第一項中「平成十七年度及び平成十八年度の各年度分」を「平成十八年度分」に改め、「平成十七年度にあつては」及び「とし、平成十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項の表中「一二、七二五」を「一二、四〇〇」に、「一〇、〇〇一」を「九、一〇八」に改める。

附則第七条の次に次の二項を加える。

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の二 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条第一項の規定によつて算定した額に当該

超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条の規定によつて算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条第一項の規定によつて算定した額に当該

超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条の規定によつて算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四条の六の規定の適用がなく、かつ、地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えた地方税法等

改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律(平

成十八年法律第一号。次項第二号にお

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

| | | | | | | | | | | | | 道府県 | 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | | |
|-----------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------|------------|------------|------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | 二 | 一 警察費 二 土木費 1 道路橋りょう 2 河川費 3 港湾費 4 経常経費 5 投資的経費 | 警察職員数 | 単位 費用 | | |
| 5 (2) 費 | 4 (1) 校費 特殊教育諸学 | 3 (2) 投資的経費 | 2 (1) 教育費 高等学校費 | 1 (1) 中学校費 | 3 (2) 教職員数 | 2 (1) 教職員数 | 1 (1) 教職員数 | 3 (2) 生徒数 | 2 (1) 生徒数 | 1 (1) 人口 | 3 (2) 人口 | 2 (1) 人口 | 1 (1) 人口 | 3 (2) 人口 | 2 (1) 人口 | 1 (1) 人口 | |
| 数び高等 大学専門 学校の学 生の及 | 人口 | 学級数 | 教職員数 | 生徒数 | 教職員数 | 教職員数 | 教職員数 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 |
| 一 人につき | 一 人につき | 一 学級につき | 一 学級につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき | 一 人につき |
| 二七三、 〇〇〇〇〇〇 | 二 二、 〇一〇〇〇〇 | 六、 四二一、 〇〇〇〇〇〇 | 七、 六二三、 〇〇〇〇〇〇 | 六、 七九九、 〇〇〇〇〇〇 | 七八三、 六〇〇〇〇〇 | 六、 一四〇 | 六、 一七〇 | 一、 七一〇 | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき | 一 メートルにつき |
| 九、 四〇八、 〇〇〇円 | 九、 四〇八、 〇〇〇円 | 一七四、 〇〇〇〇〇〇 | 一七九〇、 〇〇〇〇〇〇 | 一五〇、 〇〇〇〇〇〇 | 四六二一、 〇〇〇〇〇〇 | 三六、 七〇〇 | 三六、 七〇〇 | 一三、 三〇〇 | 一五、 〇〇〇〇〇〇 | 二、 七九〇、 〇〇〇〇〇〇 | 三、 七九〇、 〇〇〇〇〇〇 | 一 キロメートルにつき | 一 キロメートルにつき | 一 キロメートルにつき | 一 キロメートルにつき | 一 キロメートルにつき | 一千平方メートルにつき |

| | | | | | | | | | | | | 四 厚生労働費 1 生活保護費 2 社会福祉費 3 衛生費 4 高齢者保健 5 農業行政費 6 産業経済費 7 労働費 8 経常経費 9 投資的経費 | 町村部人口 | 児童及び幼 生の数 | | | | |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| | | | | | | | | | | | | 四 厚生労働費 1 生活保護費 2 社会福祉費 3 衛生費 4 高齢者保健 5 農業行政費 6 産業経済費 7 労働費 8 経常経費 9 投資的経費 | 人口 | 人口 | | | | |
| 9 (2) (1) 人口 | 8 (2) (1) 人口 | 7 (2) (1) 人口 | 6 (2) (1) 人口 | 5 (2) (1) 人口 | 4 (2) (1) 人口 | 3 (2) (1) 人口 | 2 (2) (1) 人口 | 1 (2) (1) 人口 | 9 (1) (1) 人口 | 8 (1) (1) 人口 | 7 (1) (1) 人口 | 6 (1) (1) 人口 | 5 (1) (1) 人口 | 4 (1) (1) 人口 | 3 (1) (1) 人口 | 2 (1) (1) 人口 | 1 (1) (1) 人口 | |
| 面積 | 人口 | 人口 | 恩給受給権者数 | 世帯数 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 |
| 一平方キロメートルにつき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき |
| 七二六、 〇〇〇〇〇〇 | 六、 一〇〇〇〇〇 | 六、 四二〇 | 七、 六一〇 | 一、 八九〇 | 二九五、 〇〇〇〇〇〇 | 三、 七六〇 | 一、 四〇〇 | 四、 八九〇 | 一、 二四六、 〇〇〇〇〇〇 | 二、 二五〇 | 一、 二四六、 〇〇〇〇〇〇 | 二、 二五〇 | 一、 二四六、 〇〇〇〇〇〇 | 一、 二四六、 〇〇〇〇〇〇 | 一一、 四〇〇 | 一二、 四〇〇 | 一、 〇八〇 | 一、 〇八〇 |
| 二四〇、 一〇〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 十二 還費 財源対策債償 | 十一 債償還費 臨時財政特例 | 十 策債償還費 地域財政特例対 | 九 ん地方税減収補て 債償還費 | 八 費 補正予算債償還 | 七 災害復旧費 |
|--------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| で平の成十六年年度の度から財まら | 債許ての成十策臨各十二年の時額さ別年二年た財政されに度年度め政た發に度か昭特地行おまら和例方をいで平六対 | 額さ別年五十策地れに度年年の税額さ別年七年た財政されに度年度たのた發に度かめ減地行おまら和例方をいで平和補 | 債許ての成六て地の可特各十十年の税額さ別年十四年た發に度かめ減地行おまら和例方をいで平和補 | 方を充事正にび平ま成十の成十一の等で十六各十一年度かめ財に国七年年年度た發源係の年度度年度か | 金に可る費算いで平成十五各十一年度かめ財に国七年年年度た發源係の年度度及地行による補度及 |
| 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき |
| 八三 | 八七 | 四〇 | 二四 | 七〇 | 八〇〇 |
| 市町村 | | | | | 九五〇 |
| (2) 投資的経費 | (1) 港湾費 経常経費 | 2 (2) 費 消防費 投資的経費 | 1 (1) 土木費 道路橋りよう | 十五 債償還費 臨時財政対策 | 十四 債償還費 臨時税収補て |
| 郭漁港施設のにおける外 | 郭港湾施設のにおける延長外 | 留施設における延長 | 道路の面積 | 人口 | 十三 債還費 減税補てん債 |
| 一人につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき |
| 一メートルにつき | 一メートルにつき | 一メートルにつき | 一キロメートルにつき | 一〇、六〇〇円 | 七四 |
| 四、八一〇 | 六、一四〇 | 三、三〇〇 | 三六、六〇〇 | 二九九、〇〇〇 | 一二八 |

| 四 (1) 厚生費 社会福祉費 経常経費 | | 四 (1) 費 生活保護費 投資的経費 | | 四 (1) 費 その他の教育 投資的経費 | | 三 (1) 高等学校費 経常経費 | | 三 (1) 中学校費 経常経費 | | 三 (1) 小学校費 経常経費 | | 三 (1) 教育費 経常経費 | | 三 (1) 費 その他の土木 投資的経費 | | 五 (2) 下水道費 経常経費 | | 四 (1) 公園費 経常経費 | | 三 (1) 都市計画費 経常経費 | |
|-------------------------------|-----------|------------------------------|-----------|-------------------------------|-------------|------------------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|------------|----------------------|-------------|-------------------------------|-----------|-----------------------|-------------|----------------------|-------------|------------------------|-----------|
| 人口 | 市部人口 | 人口 | 人口 | 生徒数 | 教職員数 | 生徒数 | 学級数 | 学校数 | 学級数 | 学校数 | 学級数 | 児童数 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | |
| 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 千平方メートルにつき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | |
| 一四、 五〇〇 | 六、 七九〇 | 三六〇、 一九〇 | 六、 〇一〇 | 二八、 〇〇〇 | 五二九、 〇〇〇 | 六六八、 〇〇〇 | 一二六、 〇〇〇 | 六九二、 〇〇〇 | 九〇七、 〇〇〇 | 七〇〇、 〇〇〇 | 四一、 〇〇〇 | 三八、 〇〇〇 | 九〇七、 〇〇〇 | 七〇〇、 〇〇〇 | 二、 〇〇〇 | 一〇〇、 〇〇〇 | 一〇〇、 〇〇〇 | 四二、 二〇〇 | 六六二、 二〇〇 | 一、 一〇六 | 一、 五四五 |
| ルにつき | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 千平方メートルにつき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | |

| (2) 投資的経費 | | (1) 経常経費 | | 3 戸籍住民基本台帳費 | | 3 2 微税費 | | 2 (1) 企画振興費 | | 1 (1) その他の行政費 | | 1 (2) 投資的経費 | | 6 (1) その他の行政費 | | 5 (1) 農業行政費 | | 5 (2) 投資的経費 | | (1) 経常経費 | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------|---------|--------|-------------|--------|---------------|-----------------------|-------------|------------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|--|
| 面積 | 人口 | 面積 | 人口 | 世帯数 | 戸籍数 | 世帯数 | 戸籍数 | 人口 | 人口 | 数 | 林業、 鉱業の従業者及 水産業 | 農家数 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | |
| ルにつき | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | |
| 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 八八、 八〇〇 | 一四五、 〇〇〇 | 六九、 九〇〇 | 六九、 九〇〇 | 二五、 二七〇 | 一、 二七〇 | 一、 二七〇 | 六、 二六〇 | 一、 三六五 | 一、 四五〇 | 八〇、 八〇〇 | |
| ルにつき | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | |
| 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 八八、 八〇〇 | 一四五、 〇〇〇 | 六九、 九〇〇 | 六九、 九〇〇 | 二五、 二七〇 | 一、 二七〇 | 一、 二七〇 | 六、 二六〇 | 一、 三六五 | 一、 四五〇 | 八〇、 八〇〇 | |
| ルにつき | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一平方キロメートル | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一世帯につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | |
| 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 八八、 八〇〇 | 一四五、 〇〇〇 | 六九、 九〇〇 | 六九、 九〇〇 | 二五、 二七〇 | 一、 二七〇 | 一、 二七〇 | 六、 二六〇 | 一、 三六五 | 一、 四五〇 | 八〇、 八〇〇 | |

| 十 二 債 償 還 費 臨 時 財 政 特 例 | 十一 対 策 債 償 還 費 地 域 財 政 特 例 | 十 三 災 害 復 旧 費 | | | | | |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|-------------|-------------|
| 八 七 | 四 〇 | 九 五 〇 | | | | | |
| の成十策臨各十三年の財度年度め政に度年度で昭特おまいで平六対 | 額さ別年五十策地れに度度年財度たの發地行おまかめ政方をいでら昭特債許ての平和例の可特各成六対 | 債許ての成六て地の可特各十年的税額さ別年七年の税額されに度年度たの發地行おまかめ減地行おまら昭取方をいで平和補 | 方を充事正にび平まら平成十の成十一各十四年地行に度かめ減地行おまら昭取方をいで平和補 | 金に可る費算いで平成五十年十一年利地行に度かめ減地行おまら昭取方をいで平和補 | 係を得たの等ての元た利地方は許地行に充事正に度かめ減地行おまら昭取方をいで平和補 | 辺地対策事業債還費 | 災害復旧費 |
| 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき | 千円につき |
| （ | | | | | | | |
| 八 七 | 四 〇 | 九 五 〇 | 八 〇 〇 | 七 一 | 八 〇 〇 | 八 〇 〇 | 九 五 〇 |

| 十二 債 償 還 費 臨 時 財 政 特 例 | 十三 財 源 対 策 債 債 還 費 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 八 七 | 九 五 〇 |
| （交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正） | |
| 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改定する。 | |
| 第四条中「法人税」を削り、「百分の三十二」の下に、「法人税の収入見込額の百分の三十四」を加える。 | |
| 附則第四条の二及び第四条の三を削る。 | |
| 附則第五条第一項中「平成十七年度から」を「平成十八年度から」に改め、「平成十七年度にあつては五十一兆七千三百四十五億二千八百九十八万七千円（以下「平成十七年度分の借入金限度額」という。）を削り、「平成十七年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百円を控除した額」を | |
| 〔五十二兆八千五百六億五千三百九十八万七千円〕に改め、同項の表を次のように改める。 | |
| （ | |
| 八 七 | 九 五 〇 |
| 八 九 | 九 七 |
| 七 二 | 八 三 |

| 年 度 | 地 方 交 付 税 法 附 則 第 四 条 第 一 項 第 七 号 の 額 に 相 當 す る 借 入 金 限 度 額 に 係 る も の | 地 方 交 付 税 法 附 則 第 四 条 第 一 項 第 八 号 の 額 に 相 當 す る 借 入 金 限 度 額 に 係 る も の | 地 方 交 付 税 法 附 則 第 四 条 第 一 項 第 九 号 の 額 に 相 當 す る 借 入 金 限 度 額 に 係 る も の | そ の 他 の も の |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 平成十九年度 | 一兆二千五百六十九億円 | 一千三百九十一億円 | 二兆三千二百八十一億円 | 二兆七千百一億円 |
| 平成二十年度 | 一兆三千四百五十五億円 | 二千九百五十七億円 | 二兆九千三百五十二億五千万円 | 二兆七千百一億円 |
| 平成二十一年度 | 一兆五千三百五十一億円 | 三千七百四十九億円 | 三兆六百二十二億四千万円 | 三兆六百十一億六千万円 |
| 平成二十二年度 | 一兆七千四百九十三億六千七百五十万円 | 四千六百五十一億二千万円 | 三兆九千三百五十五億円 | 三兆九百九十三億円 |
| 平成二十三年度 | 六千五十七億円 | 三千百五十八億円 | 二兆九千三百五十二億五千万円 | 二兆九千三百五十一億六千万円 |
| 平成二十四年度 | 七千百五十七億円 | 三千九百五十五億円 | 二兆九千三百五十九億円 | 二兆九千三百五十一億六千万円 |
| 平成二十五年度 | 七千六百十五億円 | 四千三百八億円 | 三兆七百四十四億千百万円 | 三兆七百四十四億千百万円 |
| 平成二十六年度 | 八千三百七十六億円 | 四千七百三十七億円 | 二兆八千七十一億八千八百万円 | 二兆八千七十一億八千八百万円 |
| 平成二十七年度 | 九千二百十六億円 | 五千二百八億円 | 二兆九千五百三十四億三千百五十万円 | 二兆九千五百三十四億三千百五十万円 |
| 平成二十八年度 | 一兆百三十五億三千五十七万九千円 | 五千七百二十九億二千九百万円 | 二兆九千五百三十九億七千九百万円 | 二兆九千五百三十九億七千九百万円 |
| 平成二十九年度 | 七千五百九十三億三千三百五十万円 | 四千九百七十一億八千八百万円 | 二兆九千五百四十一億四千八百万円 | 二兆九千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十年度 | 五千百九十八億円 | 四千百二十二億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十一年度 | 五千七百二十九億三千四百万円 | 三千二百五十二億三千四百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十二年度 | 五千七百二十八億五千万円 | 二千二百五十六亿五千五百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十三年度 | 五千七百二十八億四千万円 | 二千二百五十六亿五千五百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十四年度 | 五千七百二十八億三千万円 | 二千二百五十六亿五千五百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十五年度 | 五千七百二十八億二千万円 | 二千二百五十六亿五千五百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十六年度 | 五千七百二十八億一千万円 | 二千二百五十六亿五千五百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十七年度 | 五千七百二十八億一千万円 | 二千二百五十六亿五千五百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |
| 平成三十八年度 | 五千七百二十八億一千万円 | 二千二百五十六亿五千五百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 | 一兆八千五百四十一億四千八百万円 |

附則第六条中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第六条の二第一項、第六条の三第一項及び第六条の四第一項中「平成十八年度」を「平成十九

年度」に改める。

附則第七条中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、「平成十八年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号及び第五号に掲げる額並びに同法附則第四条の三第一項に規定する臨時財政対策のための特例加算額の合算額を加算した額とし」を削り、「平成二十年度、平成三十一年度及び平成三十二年度」を「及び平成二十年度」に、「及び第五号」を「第五号及び第六号」に、「平成二十一年度から」を「平成二十一年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十二年度から」に、「第五号まで」を「第四号まで

及び第六号」に、「平成三十三年度に」を「平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度に」に改め、「同条の規定により算定した額に第一号から第三号まで」の下に「及び第六号」を加え、同条第三号の表中「三千五百七十三億円」を「三千九百十五億円」に、「三千九百三十二億円」を「四千三百八億円」に、「四千三百二十四億円」を「四千七百三十七億円」に、「四千七百五十三億円」を「五千二百八億円」に、「五千二百三十九億二千九百万円」を「五千七百二十九億二千九百万円」に、「四千四百二十一億八千八百万円」を「四千九百七十一億八千八百万円」に、「三千五百十七億四千八百万円」を「四千三百八億四千八百万円」に、「二千五百八十六億三千四百万円」を「三千二百五十二億三千四百万円」に、「二百三十億円」を「千三百五億円」に、「千四百七十四億六千五百万円」を「二千二百六亿五千五百万円」に、「二百三十億円」を「千三百五億円」に改め、同条第五号の表を次のように改める。

| 年 | 度 | 金 | 額 |
|---------|---|-------------------|---|
| 平成十九年度 | | 三千六百五十一億円 | |
| 平成二十一年度 | | 五千五百十七億千四百八十八万九千円 | |
| 平成二十二年度 | | 六千八百九十九億円 | |
| 平成二十三年度 | | 七千二十七億円 | |
| 平成二十四年度 | | 六千四百七十五億円 | |
| 平成二十五年度 | | 六千十六億円 | |
| 平成二十六年度 | | 五千三百四十八億円 | |
| 平成二十七年度 | | 四千六百六十四億円 | |
| 平成二十八年度 | | 四千四十六億円 | |
| 平成二十九年度 | | 三千三百七十八億円 | |
| 平成三十一年度 | | 二千八百三十二億円 | |
| 平成三十二年度 | | 二千二百五十四億円 | |
| 平成三十三年度 | | 一千七百二十三億円 | |
| 平成十九年度 | 度 | 一千六百億円 | |
| 平成二十年度 | | 二千億円 | |
| 平成二十一年度 | | 一千四百億円 | |

附則第七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。
五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二

| 年 | 度 | 金 | 額 |
|---------|---|---------|---|
| 平成三十三年度 | | 五百八十八億円 | |
| 平成三十二年度 | | 一千六十九億円 | |
| 平成三十一年度 | | 二千六十九億円 | |
| 平成三十一年度 | | 一千六百億円 | |
| 平成二十一年度 | | 一千四百億円 | |
| 平成二十年度 | | 一千六百億円 | |
| 平成十九年度 | | 一千六百億円 | |

第八項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額
附則第七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。
五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第七条の二中「第三条第二項を「第三条」に改め、「から同法第四条第一項第四号に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額」を削る。 (地方財政法の一部改正) | 当該各年度に支給すべき退職手当(都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。)の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当(公営企業に係るもの)の財源に充てるため、第五条の規定にかかるものに限り、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額である。 |
| 第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号) | 第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号) |
| 第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十 | 第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十 |
| 八年度から平成二十七年度までの間に限り、 | 八年度から平成二十七年度までの間に限り、 |

ところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

第三十三条の七の次に次の二条を加える。

(退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例)

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年

度から平成二十七年度までの間(以下この条において「特例期間」という。)に限り、退職手

当の財源に充てるための地方債(当該地方債の借換えのために必要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。)を起こし、又は

起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「次条第一項及び第三項から第五項まで」とあるのは、「次条第一項及び第三項から第五項まで並びに第三十条の八第一項」とする。

5 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなけれ

ばならない。

6 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務(都道府県の行う許可に係るものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十四条第二項本文」を「第二十四条本文」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国と財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成十七年度」を「平成十九年度」に、「発行を許可する」を「発行について同意又は許可をする」に改め、同条第二項中「発行を許可された」を「発行について同意又は許可を得た」に改める。

第四条中「平成十七年度」を「平成十九年度」に改める。

第五条第二項第一号中「同条の規定により算定した」をその算定の基礎となつた児童手当特別交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条第二項に規定する児童手当特別交付金をいふ。以下この項において同じ。)に、「特別とん譲与税」を、「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」に、「当該特別とん譲与税」を「当該児

いて地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

七条の規定により算定した額
いて地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
五項の規定により算定した額

第八条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置
に関する法律の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条及び第二条を次のように改める。
(趣旨)

この法律は、国の補助金等の整理及び
合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正す
る法律(平成十八年法律第

号。以下「児
童手当法等改正法」という。)の施行により児
童手当に要する費用についての地方公共団体の
の負担が増大することに伴う地方公共団体の
財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営
に資するため、当分の間の措置として、地方
特例交付金の交付その他の必要な財政上の特
別措置を定めるものとする。

(地方特例交付金の交付)
第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町
村(特別区を含む。以下同じ。)に対して交付
するものとする。

第二章の章名、同章第一節及び第二節並びに
同章第三節の節名を削る。

第七条の見出しを「(地方特例交付金の
額)」に改め、同条第一項及び第二項中「児童手
当特例交付金の交付」を「地方特例交付金の
交付」とする。

第三章及び第四章の章名を削る。

第十四条第一項中「第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額の百分の七十五の額及び
同項に規定する児童手当特例交付金」を「第二条に規定する地方特例交付金」に改め、同条第二項を
「十一の二 地方特例

1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別
措置に関する法律
五項の規定により算定した額

に改める。

措置に関する法律を「十一の二 地方特例
交付金 第三条第三項の規定により算定した額

措置に関する法律

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
の特別措置に関する法律 第三条第三項の規定により算定した額

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第七条の二第五項の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第三条第五項の規定により算定した額

2 児童手当特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第七条の二第五項の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

別措置に関する法律に、
1 減税補てん特
例交付金
2 児童手当特例
交付金

「十四の二 地方特例
交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政
第五条及び第七条の規定により算定した額

金等の地方財政の特別措置に関する法律
した額
金等の地方財政の特別措置に関する法律
算定した額

(平成十九年度及び平成二十年度における第

九条の規定の適用に関する読み替え)

第六条 平成十九年度及び平成二十年度における第九条の規定の適用については、同条中「地方特例交付金」とあるのは、「地方特例交

付金、特別交付金」とする。

附則に次の二条を加える。

(特別区財政調整交付金の特例)

第七条 平成十九年度及び平成二十年度における地方自治法(昭和二十二年法律第八十七号)

第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「収入額」とあるのは、「収入額と

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第五

条第二項の規定により読み替えられた同法第八条第一項の規定により読み替えられた地方

交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十

四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額との合算額」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 同法附則第三条の二を削る改正規定、同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第

二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第

四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第

四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七

条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の二の規定の適用に関する読み替え)

第八条 平成十九年度及び平成二十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和三十九年法律第百三号)附則第七条の二の規定の適用については、同条中「地方特例交付

金の総額」とあるのは、「地方特例交付金の総額と同法附則第四条第二項に規定する特別交

付金の合算額」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

附則第四十条の四第一項中「平成十七年度に

とする。

における第百十三条第二項第五号」を「平成十八年

度における財政運営のための公債の発行

号第五条第一項」を「平成十八年度における財

政運営のための公債の発行の特例等に関する法

律(平成十八年法律第 号)第七条第一項」

に改める。

2 新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用す

る。

新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定

は、平成十九年度分の地方交付税から適用す

る。

新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定

は、平成十八年度分の地方交付税から適用す

る。

で、第六条及び第六条の三並びに別表の規定は、平成十八年度分の地方交付税から適用す

る。

新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定

は、平成十九年度分の地方交付税から適用す

る。

新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定

は、平成十八年度分の地方交付税から適用す

る。

度における事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(第七条の規定による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第七条 第七条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次

項において「新特例交付金法」という。)の規定

は、平成十八年度分の地方特例交付金及び同年

度分の地方交付税から適用する。

て同じ。)の数であん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)にあっては当該市町村に対する平成十七年度分の減税補てん特例交付金の額に平成十八年減税補てん特例交付金伸び率を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額を各市町村の児童の数であん分した額のうち当該市町村に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

(第八条の規定による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第八条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。
(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の項に次の一号を加える。

三 第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務(都道府県の行う許可に係るものに限る。)第十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の項中「第十条、第十二条において準用する地方交付税法並びに第十二条において準用する地方交付税法第十八条第一項後段及び第二項後段並びに第十九条第七項後段及び第八項後段」を「第六条及び第七条第二項後段附則第四条第九項において準用する場合を含む。」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第二項」を「第二十四条に改める。」

第五十条中「第十九条及び第二十四条第一項」を「及び第十九条」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

独立行政法人住宅金融支援機構法等の一部改正

第七条法律第八十二号)附則第二十七条第四号二 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)

第六十条

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十八年度分の地方交付税の総額の特例措置を講するとともに、平成十九年度から平成三十一年度までの間ににおける一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改革等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、一定の地方団体に退職手当の費用に充てるための地方債の発行を認め、首都圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとし、また、児童手当の拡充に伴い地方特例交付金の拡充を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

総務委員会議録第六号

平成十八年二月二十三日

平成十八年三月二日印刷

平成十八年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B